

< 募集要項に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
6	募集要項	3 別紙 2-2	2	(5)	2)	②	施設機能 表1 想定日当たり 提供給食数	1日当たり9000食の供給能力とありますが、募集要項別紙2-2の想定日当たりの提供給食数は最大でも8037食です。約1,000食違いますと設備内容に大きく差が出ると思いますが、どのようにお考えでしょうか。	供給能力9,000食は、現時点の提供給食数に余裕率を見込んだものです。過剰投資を避ける意味から、食数の増加に耐える余力を持った施設・設備を要求します。	
7	募集要項	3	2	(6)	1)		給食センターの設計 及び建設に関する業務	・既存施設 既存施設の撤去において、対象施設の詳細内容の提示はあるのでしょうか。また、体育クラブ室、体育器具庫、雨水排水管以外の施設は、ありますでしょうか。	前段について、体育クラブ室、体育器具庫の設計図を示します（追加公表する要求水準書添付資料24～27参照）。なお、それ以外については、詳細の図面等はありません。現地をご確認ください。 後段について、別に事業者の提案により施設・設備の撤去が必要となった場合は、協議とします。	
8	募集要項	4	2	(6)	1)		給食センターの設計 及び建設に関する業務	・周辺家屋影響調査・対策業務 周辺家屋調査は、校舎を示しておられるのでしょうか。御教示ください。	本件工事の実施に当たり想定される騒音・振動など校舎のみならず周辺家屋へ影響を及ぼす事柄について、事業者が周辺家屋に対して行う調査・対策を意味するものです。	
9	募集要項	4	2	(6)	1)		給食センターの設計 及び建設に関する業務	・施設所有権移転業務 当該業務については、事業者側は協力支援の解釈でよろしいでしょうか。	当該業務として、表示登記を行って頂きます。なお、市が建物保存登記を行う場合、協力して頂く場合があります。	
10	募集要項	4	2	(6)	1)		給食センターの設計 及び建設に関する業務	・各種申請 今回の事業においては、公益上必要な施設のため開発許可申請は不要との見解でよろしいでしょうか。	関係機関（愛知県）との協議が必要になります。	
11	募集要項	4	2	(6)	1)		給食センターの設計 及び建設に関する業務	本施設は、都市計画法29条1項第3号及び同施行令21条により「公益上必要な建築物」に該当するため、開発許認可は不要と考えますが、宜しいでしょうか？	No. 10の回答をご参照ください。	
12	募集要項	4	2	(6)	5)		給食センターの運営 に関する業務	デザートは直送扱いでよろしいでしょうか？	ヨーグルト、ゼリーなどは直送扱いですが、生の果物等は洗浄・消毒・切裁等が必要ですのでセンターからの配送となります。	
13	募集要項	5	2	(9)			事業スケジュール (予定)	配膳室の基本的な引き渡し日を、ご教示お願いします。	配膳室等の引渡しは、事業仮契約書（案）第36条第2項に規定のとおり、市が配膳室等に係る完工確認書を発行した後に速やかに行うこととします。 すべての引渡しの完了は、原則として平成26年3月末日までを予定しています。なお、配膳室等の整備・改修時期については、要求水準書の第3の3の①をご参照ください。	
14	募集要項	5	2	(9)			事業スケジュール (予定)	施設の所有権移転も引渡しと同日（平成26年1月）で宜しいでしょうか。	事業仮契約書（案）第36条第1項に規定のとおり、給食センターの引渡しと所有権移転は同時期に行うこととします。	
15	募集要項	5	2	(10)			事業期間終了後の措置	新たな維持管理・運営受託者が引き継ぐとあるが、今回の入札決定事業者の運営受託者は含まれないと解釈してよろしいでしょうか？	「新たな維持管理・運営事業者」には、本事業の選定事業者の維持管理・運営業務受託者も含まれます。	
16	募集要項	6	2	(11)	1)	①	施設整備費に相当する対価	『配膳室等の施設整備費用に相当する対価は、維持管理・運営期間の10年間に均等に支払う』とありますが、施設整備費用は初期投資費用として引渡し後に一括支払いとなりませんか？	原案のとおりとします。	
17	募集要項	6	2	(11)	1)	①	施設整備費に相当する対価	配膳室等の施設整備費用は初期投資です。給食センターの引渡し後一括支払いとなりませんか？	No. 16の回答をご参照ください。	

< 募集要項に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
18	募集要項	6	2	(11)	1)		②	維持管理・運営費に相当する対価	「固定料金には、建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務、清掃業務、警備業務等に係る費用並びに供給食数に関係なく生じる人件費、光熱水費その他の経費が含まれ」とありますが、維持管理業務のうち、「調理設備保守管理業務」「食器食缶等保守管理業務」「施設備品等保守管理業務」に係る費用も「固定料金」に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問の「調理設備保守管理業務」「食器食缶等保守管理業務」「施設備品等保守管理業務」に係る費用を固定料金と変動料金のどちらに含めるかは、事業者の提案に委ねます。
19	募集要項	7	2	(13)	1)			設計及び建設に関する業務	・地質調査 市の行う地質調査の内容をご教示お願いします。 また、事業者側での地質調査は不要と考えてよろしいでしょうか。	前段について、要求水準書添付資料6「地質調査資料」をご確認ください。 後段について、必要に応じて事業者にて実施してください。
20	募集要項	7	2	(13)	3)			運営に関する業務	貴市が実施する業務の中に廃棄物処理業務がありますが、実施方針等に関する質問回答のNo.119で、産業廃棄物の収集及び処理は事業者で実施することとご回答されております。貴市で実施される廃棄物の種類は、一般ゴミ、調理くず、食べ残しとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	募集要項	12	3	(5)				予定価格	最低制限価格、調査基準価格の設定は、なしてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
22	募集要項	14	4	(2)				選定の手順及びスケジュール（予定）	応募者対話質問受付とありますが、今回のように質問数に制限がないと理解してよろしいでしょうか。よりよい提案をさせて頂くためにも対話時の時間制約に関係なく質問をできる機会を一般的なようにもう一度設けて頂きますようお願いいたします。	資格審査通過者を対象に、予定している事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かをあらかじめ確認すること等を目的として応募者対話を実施します。実施に当たっては、要求水準の充足の是非等に関する質問書を事前に受領したうえで、個別対面により質問回答を行います。 詳細については、後日市ホームページにおいて公表します。
23	募集要項	14	4	(2)				選定の手順及びスケジュール（予定）	質問回数をもう一回設けて頂けませんでしょうか。	再度の質問等の受付は予定していません。 応募者については、応募者対話で対応させていただきます。
24	募集要項	15	4	(3)	4)			配膳室等の現地確認調査	現状の田原市給食センター施設の見学会を、可能であれば実施して頂きたいのですが？或いは見学会の形が無理ならば、個別に見学申込のお願いを書面等にて提出することにより、ご許可頂けないでしょうか？	資格審査通過者の希望者を対象に、現給食センターの見学対応を個別に行います。なお、申し込み方法については、資格審査通過者に通知します。
25	募集要項	19	5	(2)	2)		②	総合評価	「提案審査を多段階で実施することがある」とありますが、その場合の具体的な進め方についてご教示願います。	多段階で実施する場合には、資格審査通過者に対して進め方について通知します。
26	募集要項	19	5	(2)	2)		②	総合評価	「応募者が多数になると見込まれる場合は、提案審査を多段階により実施することがある。」と記載されていますが、応募者が多数になると見込まれる場合は、提案審査の基礎審査を通過した応募者の数を基準に判断されるのでしょうか。また、「提案審査を多段階により実施」とは、具体的にどのような方法で実施されるのでしょうか。	No. 25の回答をご参照ください。
27	募集要項	19	5	(2)	2)		②	総合評価	応募者が多数になると見込まれる場合、提案審査を多段階により実施することがあるとありますが、実施方針等に関する質問No.168の回答から、スケジュール、詳細については参加資格審査公表時との理解でよろしいでしょうか。	No. 25の回答をご参照ください。
28	募集要項	19	5	(3)				提案内容に関するヒアリング等の実施	ヒアリングを実施した場合、公平性を保つため議事録を公開して頂くことは可能でしょうか？	公開はいたしません。
29	募集要項	19	5	(3)				提案内容に関するヒアリング等の実施	「提案内容の確認のために…必要と判断した場合」とありますが、必要でないとは判断した場合はヒアリングは行わないケースもあるという理解でよろしいでしょうか？また、ここでいうヒアリングとは裕にいうプレゼンテーションとは別義でしょうか。	必要ないと判断した場合にはヒアリングを行いません。また、ヒアリングを実施する場合、その内容は、応募者による提案内容の説明と、審査委員会及び市による質疑を予定しています。

< 募集要項に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
30	募集要項	19	5	(3)				提案内容に関するヒアリング等の実施	ヒアリングとは、あくまで提案内容の確認と考え、プレゼンテーションではないと考えてよろしいでしょうか。	No. 29の回答をご参照ください。
31	募集要項	19	5	(4)				優先交渉権者の決定・公表	「市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、・・・・・・」と記載されていますが、審査委員会の審査結果に対し、市の意向で結果が変更される可能性があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	募集要項	21	6	(2)				特別目的会社の設立等	資本金額及び会社の機関（取締役会及び監査役等）については事業者の提案として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
33	募集要項	22	6	(5)				契約保証金の納付等	保証金の納付方法に、公共工事の前払い金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代える方法も含むと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のような保証事業会社の保証の提供をもって保証金の納付に代える方法も構いません。
34	募集要項	22	6	(5)				契約保証金の納付等	「その他費用、割賦手数料除く」とありますが、「その他費用」とは様式7-11「施設整備費計算書」に記載が求められている「その他費用」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。 ※設計・建設に係る全ての費用（その他費用、割賦手数料除く。）とは、様式7-11に記載する「給食センター設計・建設費」（消費税込み）＋「配膳室等整備費（172,400千円）」（消費税込み）になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	募集要項	22	6	(5)				契約保証金の納付等	契約保証の保証期間は、建設工事の着工日から引渡し日を含んだ期間以上と考えてよろしいでしょうか。	保証期間は、工事開始予定日前から、給食センター及び配膳室等の市への引渡し時までを含む期間とします。
36	募集要項	22	6	(5)				契約保証金の納付等	契約保証金の納付に代えて、田原市財務規則第127条の規定に基づいて、履行保証保険契約あるいは工事履行保証契約を締結する場合、その契約者は事業者（特別目的会社）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	募集要項	25	7	(10)				法令上及び税制上の措置に関する事項	認定されている事項について、何か情報開示はありますでしょうか。	愛知県ホームページ「愛知県内の構造改革特別区域計画」内、田原市「地産地消の食育による安心子育て特区」を参照してください。 <a href="http://www.pref.aichi.jp/0000009016.html">http://www.pref.aichi.jp/0000009016.html</a>
38	募集要項	25	7	(10)				法制上及び税制上の措置に関する事項	「地産地消の食育による安心子育て特区」に認定されていることに伴い、同事業の趣旨及び市の特性を踏まえた事業提案を行うとありますが、具体的に参照する書類等が御座いましたらご教示ください。	No. 37の回答をご参照ください。
39	募集要項	25	7	(11)	1)			交付金の取扱い	交付金の受取者は田原市様であり、事業者は設計・建設に係るサービス対価の一部として田原市様よりサービス購入料Aを受け取るとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
40	募集要項	30	8	(5)	2)	⑧		提案図面	枚数に制限等はありますか。ご教示ください。	提案図面の提出枚数は、下記のとおりです。 ・設計概要：A3版1枚 ・配置図：縮尺1/600程度A3版1枚 ・各階平面図：縮尺1/300程度A3版各階1枚 ・衛生区画図：縮尺1/300程度A3版1枚 ・立面図、断面図：縮尺1/300程度A3版2枚 ・パース：A3版2枚 なお、「施設全体配置計画図及び動線計画図」は、「配置図（動線及び雨水排水切回し内容も記入する）」と重複するため削除します。
41	募集要項	30	8	(5)	2)	⑧		提案図面	配送校の改修について提出図面に含まれていませんが、提案書提出時に配送校の改修図面を提出しなくても良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。

< 募集要項に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
42	募集要項別紙1	別紙1-2	1	(2)	2)			サービス購入料A (一括払い)	サービス購入料Aの金額1,619,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）は確定金額であり、変更はないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
43	募集要項別紙1	別紙1-2	1	(2)	2)			サービス購入料A (一括払い)	サービス購入料Aは、・・・・・・、1,619,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）とありますが、この金額は施設規模や工事金額規模による交付金の変動に伴い、変動する可能性はございますか？	No. 42の回答をご参照ください。
44	募集要項別紙1	別紙1-2	1	(2)	2)			サービス購入料A (一括払い)	「安全・安心な学校づくり交付金」の額が市の想定する額よりも低い場合であっても、一括払い金の額は記載されている金額から基本的に変わらないものと理解して宜しいでしょうか。また、一括金の金額は、記載されている金額が上限ということでしょうか。	前段の質問は、ご理解のとおりです。後段の質問は、No. 42をご参照ください。
45	募集要項別紙1	別紙1-2	1	(2)	2)			表 サービス購入料Aの算定対象	食器食缶等、施設備品は初期投資です。給食センターの引渡し後一括払いとなりませんでしょうか。	サービス対価の支払方法は変更しません。なお、サービス購入料A及びBが給食センターの設計・建設業務に係る費用（いわゆる初期投資）の対象となる対価です。市からのサービス対価の支払方法に関わらず、SPCから食器食缶等、施設備品の調達を行った企業に対する支払いについては、本事業で想定している支払方法を前提として、応募者が資金調達方法を含め提案して頂くこととなります。
46	募集要項別紙1	別紙1-2	1	(2)	3)			サービス購入料B (割賦払い)	サービス購入料A (一括払い) が雨水排水路切回し設計と工事・建設工事・調理設備調達関係の一部と限定されている事は、給食センターの各種事前調査費・設計費・各種許認可費・工事監理費等はサービス購入料B (割賦払い) として事業期間に元利均等払いとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、別紙1-2で示すサービス購入料Aの算定対象業務は、安全・安心な学校づくり交付金の算定対象となる業務を意味しております。従って、対象業務にかかる費用の全額は、サービス対価Aと一致しません。対象業務の費用の一部については、サービス購入料Bにも含まれます。
47	募集要項別紙1	別紙1-3	1	(2)	3)	(ア)		サービス購入料Bの算定方法	「平成26年4月1日以降の日とする」とありますが、これは「第1回支払日」のことを指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	募集要項別紙1	別紙1-3	1	(2)	3)	(ア)		サービス購入料Bの算定方法	サービス購入料Bの金利計算期間の始期は引渡日（平成26年1月末）との理解でよろしいでしょうか？	金利計算期間の始期は、引渡日の翌日です。
49	募集要項別紙1	別紙1-3	1	(2)	3)	(ア)		サービス購入料Bの算定方法	①について、「割賦元金を60回で元利均等計算した支払元金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額」とありますが、60回分の支払元金を合計した金額とその合計金額に係る消費税及び地方消費税を加算した額と理解してよろしいでしょうか。（各回の支払元金に係る消費税及び地方消費税の合計金額を加算するのではないとの理解でよろしいでしょうか。）	ご理解のとおりです。
50	募集要項別紙1	別紙1-3	1	(2)	3)	(ア)		サービス購入料Bの算定方法	②について、「割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。」とありますが、この場合の調整は、最終回（第60回）の支払元金の支払額を対象にしてよろしいでしょうか。 ※第1回～第59回の支払元金と支払金利の合計額（支払額）は同額、第60回は支払元金を調整する必要があるため第1回～第59回とは支払金額が同額にならなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。（元利均等計算上、支払元金を初回に調整することは困難と考えます。）	最終回の支払額で調整してください。それに伴い、最終回が、その他の支払と同額にならなくても構いません。

< 募集要項に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
51	募集要項別紙1	別紙1-3	1	(2)	3)	(ア)	サービス購入料Bの算定方法	③について、「①の額と②の合計額に不一致が生じた場合、1回目の支払額に当該不一致額を合算する」とありますが、1回目ではなく、最終回（第60回）の支払額に合算することを認めていただけないでしょうか。（元利均等計算上、支払元金の不一致額を初回に合算することは困難と考えます。）	ご指摘を踏まえ、「最終回の支払額に当該不一致額を合算する」に修正します。	
52	募集要項別紙1	別紙1-3	1	(2)	3)	(ア)	サービス購入料Bの算定方法	割賦元金に消費税及び地方消費税を加算した額と、60回で元利均等計算した元金に消費税及び地方消費税を換算した額の合計額の不一致を、1回目の支払額で調整すると、当該消費税の不一致部分は、税務・会計上、消費税として処理することができず、元金として認識しなくてはならないため、以降の税務・会計処理に調整が必要となってまいります。合計額の不一致については、最終回もしくは、最終回から1円ずつ調整することとしていただけないでしょうか？	No. 50の回答をご参照ください。	
53	募集要項別紙1	別紙1-3	1	(2)	3)	(ア)	サービス購入料Bの算定方法	(ア) ①の「～割賦元金を60回で～一致させる。」とありますが、一致させるのは、どの支払元金で調整を行い一致させるのでしょうか。また、②、③にて端数処理、不一致額の調整を行うことから、①の後段で行う調整方法はどのような意図があるのでしょうか。	No. 50の回答をご参照ください。	
54	募集要項別紙1	別紙1-3	1	(2)	3)	(ア)	サービス購入料Bの算定方法	「維持管理・運営期間に年4回、計60回で元利均等返済する額とし、各回の支払額は次のとおり計算する。」と記載されていますが、元利均等計算は、消費税及び地方消費税を含まず、割賦元金と支払金利の合計額が各回均等との理解でよろしいでしょうか。	No. 49の回答をご参照ください。	
55	募集要項別紙1	別紙1-3	1	(2)	3)	(ア)	サービス購入料B	第一回目の割賦金利対象期間は平成26年1月末（引渡日）～平成26年6月末までの理解でよろしいでしょうか。	第1回目の割賦金利対象期間は、引渡日の翌日～平成26年6月末までです。	
56	募集要項別紙1	別紙1-3	1	(2)	3)	(イ)	支払金利の設定方法	別紙1-1の「構成される費用」のうちの「その他費用」の「上記に係る建中金利」の提案時基準金利は、事業者提案でよろしいでしょうか。	建中金利につきましては、事業者の提案に委ねます。基準金利を定めることは想定していません。金利変動リスクも含めて事業者負担となります。	
57	募集要項別紙1	別紙1-4	1	(3)	2)		サービス購入料C（割賦払い）	配膳室等整備業務の、調査費・設計費・各種許認可申請費・工事監理費も、サービス購入料Cの割賦元金に含まれ10年間の元利均等払いとなるのでしょうか。	配膳室等整備業務に係る費用は、全てサービス購入料Cの割賦元金に含まれます。	
58	募集要項別紙1	別紙1-4	1	(3)	2)		サービス購入料C（割賦払い）	サービス購入料Cの契約金額は、172,400,000円が上限である旨が記載されていますが、本金額の算出根拠等、積算に当たった資料を公表して頂けないでしょうか。	公表の予定はありません。	
59	募集要項別紙1	別紙1-4	1	(3)	2)		サービス購入料C（割賦払い）	2月14日（月）に開催された募集要項説明会において、市ご担当者からの説明の中で、サービス対価Cに関する価格は応募者全てが「172,400,000円」を見込むこととするが、事業実施に際して、この価格を超えた場合は、実費清算とお伺いしましたが、何を基本に実費清算を行うことをお考えなのかをお教え下さい。	原則として「172,400千円」を上限に事業を実施していただきます。当該対価Cの金額の決定は、事業者選定後に市と事業者間の協議により決定することとなります。超過した金額を実費清算するわけではありません。	
60	募集要項別紙1	別紙1-4	1	(3)	2)		サービス購入料C（割賦払い）	質問No. 65について、サービス対価Cは10年間の割賦払いとなりますが、事業実施に際して、実費清算が発生した場合の増額分は、サービス対価に上乗せされて割賦となるのでしょうかそれとも、増額分は一括支払いなのでしょうか。減額の場合の措置についても同様にお教え下さい。	サービス対価Cは、事業契約締結後に市と事業者との協議により確定した金額が割賦元金となります。従って、割賦元金は変動します。配膳室等整備等業務に係る対価で一括支払いを行うことはありません。	
61	募集要項別紙1	別紙1-4	1	(3)	2)	(ア)	サービス購入量Cの算定方法	サービス購入料Cの割賦元金の上限として提案金額を172,400,000円決定された際の内訳を教えてください。	No. 58の回答をご参照ください。	

< 募集要項に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
62	募集要項別紙1	別紙1-4	1	(3)	2)	(ア)	サービス購入量Cの算定方法	サービス購入料Cの割賦元金の上限として提案金額を172,400,000円に決定された際に配膳室等整備業務要求水準の内容を満たす最低限の金額の確保がされているかの検討はいただけていると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載されている業務内容を実現することを前提として算定しております。	
63	募集要項別紙1	別紙1-4	1	(3)	2)	(ア)	サービス購入量Cの算定方法	サービス購入料Cの実費として配膳室の設計・監理・建設業務に係るモニタリング費用についても人件費及び通常の設計・監理・建設業務に含まれない資料等の提出依頼があった場合の費用は含まれると考えてよろしいでしょうか。	No. 62の回答をご参照ください。	
64	募集要項別紙1	別紙1-4	1	(3)	2)	(ア)	サービス購入料Cの算定方法	サービス購入料Cの割賦元金の上限172,400,000円以上の改築内容を求められることは無いとの解釈で宜しいでしょうか。	No. 59の回答をご参照ください。	
65	募集要項別紙1	別紙1-4	1	(3)	2)	(ア)	サービス購入料Cの算定方法	サービス購入料Cの実費に配膳室の実施設計完了後に生じた市及び学校からの要請による変更に対する費用は含まれるとの解釈で宜しいですか。	ご指摘の場合は、事業契約書第18条の規定に従います。	
66	募集要項別紙1	別紙1-4	1	(3)	2)	(ア)	サービス購入料Cの算出方法	詳細検討後、市との協議が前提ですが、配膳室等整備事業等業務が事業提案時前提条件の金額を超えた場合、その超えた金額を追加費用として見込んでいただけますでしょうか。	No. 59の回答をご参照ください。	
67	募集要項別紙1	別紙1-4	1	(3)	2)	(ア)	サービス購入料Cの算定方法	サービス購入料Cの金利計算期間の始期は配膳室等引渡日との理解でよろしいでしょうか？	すべての配膳室等の引き渡しの完了日の翌日を金利計算期間の始期とします。	
68	募集要項別紙1	別紙1-4	1	(3)	2)	(イ)	支払金利の設定方法	基準金利設定は「配膳室等引渡日の2営業日前」とあります。「配膳室等引渡日」は、すべての配膳室が引渡しを行われた日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
69	募集要項別紙1	別紙1-4	1	(4)	1)		開業準備業務に係る対価	構成される費用の内容のうち、リハーサル費とありますが、調理リハーサル・配送リハーサルにかかる費用のことでしょうか。他に市が想定されるリハーサル費があればご教示願います。	ご理解のとおりです。	
70	募集要項別紙1	別紙1-6	1	(5)	3)		サービス購入料F（変動料金）の算定基準	バイキング給食業務がありますが、バイキング給食の調理及び盛り付け等の人件費等は、小中学校「通常食」料金単価に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。	
71	募集要項別紙1	別紙1-6	1	(5)	4)	(ア)	変動料金の考え方	金額の算定に関して、なぜ100食単位での算定とされるのでしょうか。	提供給食数の変動に伴い、費用は変動するもの1食単位で変動させることは現実的ではないため、100食単位としました。	
72	募集要項別紙1	別紙1-7	1	(5)	4)	(イ)	提供給食数の定義	別紙2-2に記載の給食数に試食用も含まれているのでしょうか。その場合、内訳をご教示ください。 要求水準添付資料7に、H26年度（生徒1847+児童3441+教員526=5814）とあります。 尚、別紙2-2の表1の数値の見方をご教示ください。	提供給食数には、試食用給食も含まれます。ただし別紙2-2に示す想定年間提供給食数には、試食用給食数は含まれていません。提案の際には、当該給食数を用いて下さい。 なお、表1の平成26～30年の食数は、要求水準書添付資料7の平成27年度の数値をもとに算出したものです。具体的には、次のとおりです。 （計算方法）生徒1821+児童3435+教員526-アレルギー食（小中学校分）38=計5744	
73	募集要項別紙1	別紙1-7	1	(5)	4)	(ウ)	提供対象者数等の増減に関する協議	(ウ)記載の「募集要項2(11)①(イ)」はどこを指しているのでしょうか。	申し訳ありません。「募集要項2(11)①(イ)」を「別紙2」に修正します。	
74	募集要項別紙1	別紙1-7	1	(5)	4)	(ウ)	提供対象者数等の増減に関する協議	募集要項2(11)①(イ)とは、どこを指すのでしょうか。資料の項目が違ってしまうので、正しい箇所をご教示ください。	No. 73の回答をご参照ください。	
75	募集要項別紙1	別紙1-7	1	(5)	4)	(ウ)	提供対象者数等の増減に関する協議	(ウ)「～が募集要項2(11)①(イ)の～」とあるのは、別紙2-2表1及び2を指すのでしょうか。	No. 73の回答をご参照ください。	

< 募集要項に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
76	募集要項別紙1	別紙1-7	1	(5)	4	(工)	①	提供食数の決定方法	「各学校からの連絡」とは、「児童生徒及び園児の転出入、教職員用給食」、「学校行事等開催等を踏まえた」給食数が各学校から事業者へ連絡されるとの理解でよろしいでしょうか。また、いつまでに、どのような方法で事業者へ伝えられるのかをご教示ください。	ご理解のとおりです。前月の10日までに給食人員報告書（日にち別、クラス別）という形で事業者へ提出されます。
77	募集要項別紙1	別紙1-7	1	(5)	4	(工)	②	提供食数の決定方法	「提供給食数」は、「最終的には」提供日の前日の正午に「確定」した給食数が市から事業者へ通知されるとの理解でよろしいでしょうか。	提供日の前日の正午に確定した給食数を、市から事業者に対して通知することはありません。
78	募集要項別紙1	別紙1-7	1	(5)	4	(工)	③	提供食数の決定方法	「ただし、市が、提供給食数の変更の通知を」とありますが、事業者が学校からの連絡を受けてまとめ、貴市へ報告・確認する以外にも、給食数が変わる要素があるのでしょうか。通知とは、どのようなケースを想定されて、どのような内容のものとなるのかをご教示ください。	現時点では、記載の報告・確認事項以外に給食数が変動する具体的なケースは想定していません。ただ、想定していないケースが生じた場合の対応として必要であると考え、規定しているものです。
79	募集要項別紙1	別紙1-7	1	(5)	4	(工)	⑤	提供食数の決定方法	提供日当日の学級閉鎖など、事業者の事由によるものではなく給食が提供されなかった場合は、提供日前日正午に確定した「提供給食数」が、変動料金の算定対象の数となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	募集要項別紙1	別紙1-9	3	(2)	(3)			サービス購入料B（割賦支払）の改定 サービス購入料C（割賦支払）の改定	「サービス購入料B（割賦支払）及びサービス購入料C（割賦支払）の割賦元金」に係る消費税及び地方消費税は、維持管理・運営期間中に税率が変動した場合、維持管理・運営期間開始時の税率で変更されないとの理解でよろしいでしょうか。	これまでの税制改正措置から鑑みると、ご理解のとおりと考えますが、税率が変更された際の法令に従うこととなります。
81	募集要項別紙1	別紙1-10	3	(5)				サービス購入料E（固定料金）及びサービス購入料F（変動料金）の改定	物価変動の指数として、価格の変動が激しいガソリンを含めて頂く事を検討ください。	原案のとおりとします。
82	募集要項別紙1	別紙1-10	3	(5)	1		②	改定対象とする価格指数	「サービス購入料E（固定料金）のうち電気、ガス、水道、下水道の基本料金相当額の改定対象とする価格指数」である「消費者物価指数－光熱・水道（愛知県県民生活部）」は、名古屋市の消費者物価指数を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	募集要項別紙1	別紙1-11	3	(5)	2			消費税及び地方消費税の変動による改定	サービス購入料E及びFは2)に記載されるとおり消費税及び地方消費税変動による改定が示されていますが、サービス購入料A、B、C及びDには記載がありません。サービス購入料A、B、C及びDも消費税及び地方消費税変動の場合、市が変動を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	募集要項別紙2	別紙2-2	1					表1 想定日当たり提供給食数 表2 想定年間提供給食数	小中学校、保育園・幼稚園に分けた想定アレルギー食数を教えてください。（稼働日数が異なるため）	アレルギー食については、小中学校で38食、保育園・幼稚園で22食を想定される提供給食数として記載しています。ただし、この内訳は想定であり、実際提供給食数の内訳を保証するものではありません。現状については、修正した添付資料21をご参照ください。
85	募集要項別紙2	別紙2-2	1					表1 想定日当たり提供給食数 表2 想定年間提供給食数	・給食提供日 表1と2にて、アレルギー食は200日となりますが、小中学校の提供日と10日の差違の理由をご教示ください。又、行事等の概略予定をご提示をお願いします。	募集要項別紙2の「1 想定年間給食数について」に示す稼働日に基づき将来食数は算出していますが、提案用にその値を千食単位で切り捨てをしているため、完全には一致しません。
86	募集要項別紙2	別紙2-3	2					表3 提案用クラス数	提案用のクラス数において保育園の場合0歳児、1歳児のクラス人数がわかる資料の提示をお願いできますか？離乳食、きざみ食等の食数の想定に参考にします。	要求水準書No. 29の回答をご参照ください。

< 募集要項に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
87	募集要項別紙2	別紙2-3	2				表3 提案用クラス数	提案用クラス数として、普通クラスと特別支援クラスを合計したものを「提案用クラス数」としてお示しいただいています。学校職員分もこれに含まれていると理解し、この「提案用クラス数」に従い提案を行うということによろしいでしょうか。	申し訳ありません。学校職員（職員室）分が提案用クラス数として欠落していました。表3を修正します。	
88	募集要項							給食センター内に主に従業員向けの飲料用自動販売機の設置は可能でしょうか。もし可能であれば、施設の使用許可及び、電気代や設置に伴う収入の取り扱いについてもご明示ください。	従業員向けの飲料用自動販売機の設置は可能です。具体的な対応については、事業者選定後の協議により決定します。	



< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
1	要求水準書	iii						用語の定義・調理用器具	移動式作業台などに載せて固定し使用するスライサーなど調理機器は、調理設備ではなく調理用備品に入らよう分類されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、用語は「調理用備品」ではなく「調理用器具」となります。
2	要求水準書	1	第1	2	(3)	1)	③	事業用地内の既存施設の解体・撤去業務	解体予定施設に有害物質はございますか。	追加公表する要求水準書添付資料24～27をご参照ください。
3	要求水準書	1	第1	2	(3)	1)	③	事業用地内の既存施設の解体・撤去業務	クラブハウス、体育器具庫の構造・延床面積を教えて頂くことは可能でしょうか。可能であれば図面の借用お願い致します。	追加公表する要求水準書添付資料24～27をご参照ください。
4	要求水準書	2	第1	2	(3)	5)	注)	給食センターの運営に関する業務	保育園のおやつについても、市契約業者から直接搬入と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
5	要求水準書	2	第1	2	(3)	5)	注)	牛乳	牛乳は現在はビンだが、紙パック等への変更は考えていますか。	考えていません。
6	要求水準書	3	第1	3	(1)			事業用地	通常のPFI事業と同じように敷地内に埋蔵文化財や土壌汚染が発覚した場合、事業者には責任は発生しないと理解していますが、よろしかったでしょうか。	事業仮契約書（案）第15条第2項をご参照ください。
7	要求水準書	3	第1	3	(1)			事業用地	事業用地の土地履歴についての情報を公開して頂くことは可能でしょうか？	詳細の書類等はありません。
8	要求水準書	3	第1	3	(1)			事業用地	事業敷地は、【添付資料1】内で、東山60-3、東石橋17-5、東山60-5の合わせたもののみとし、分筆がなされていると考えてよいですか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	3	第1	3	(5)			インフラ関係	テニスコートの東側の樹木の伐採や移植は可能でしょうか。又、計画地に隣接している市の土地は御座いますか。	前段について、テニスコートの東側は民有地であり、樹木の伐採等は考えていません。後段について、旧成章高等学校赤羽根校舎敷地（事業用地を含む。）に隣接している市の土地は公衆用道路のみです。
10	要求水準書	3	第1	3	(5)			インフラ関係	雨水排水路の付け替えが発生する場合、協議に要する期間はどの程度必要でしょうか。	施設の引渡しを考慮し、適切な時間を提案ください。現況の雨水排水路は、追加修正する添付資料4をご参照ください。
11	要求水準書	3	第1	3	(5)			インフラ関係	防火水槽等の設置の有無について、貴市のお考えをご教示願います。	関係法令で要求されていなければ設置することは想定しておりません。
12	要求水準書	3	第1	3	(5)	1)		上水道	上水道の埋設場所は、市道認定する予定の歩道埋設の考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	要求水準書	3	第1	3	(5)	2)		雨水排水	雨水排水管の埋設場所及び放流先は、市道認定する予定の歩道及び市道のマンホール（M113-02）に接続と考えてよろしいでしょうか。	No. 12の回答をご参照ください。
14	要求水準書	3	第1	3	(5)	1) 2)		上水道 雨水排水	『市道認定を行う通路を經由して』とありますが、この認定を行う通路とは【添付資料4.6】図中の旧赤羽根校舎『構内通路（幅員約6.0m）』の全体、と解釈して宜しいですか？	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	3	第1	3	(5)	3)		雨水排水	敷地内の雨水放流において、現況の雨水排水路1号への接続を検討してもよろしいのでしょうか。その際、大道浦東電ヶ原線の本管はどのような仕様でしょうか（上流と同じ900φでしょうか）。	現況の雨水排水路1号の仕様については、追加修正する添付資料4をご参照ください。大道浦東電ヶ原線の本管については現地にてご確認ください。なお、具体的な対応については、事業者選定後の協議により決定します。
16	要求水準書	3	第1	3	(5)	3)		雨水排水	雨水排水路の付け替えは、給食センター建屋の配置計画検討により『建設に支障が無い』と判断した場合、該当の設計・工事等業務を除外して宜しいですか？	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	3	第1	3	(5)	3)		雨水排水	『敷地内の雨水を下水道本管へ放流しても支障がないか検討を行う』とありますが、既存雨水管の受け持ち許容流量及び既設調整池の許容受入量、下水本管の許容流量等検討に必要な情報を提供下さい。	提示できる十分な情報がありません。公表資料を基にご提案ください。なお、具体的な対応については、事業者選定後の協議により決定します。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
18	要求水準書	3	第1	3	(3)	3)	雨水排水	敷地内の既存雨水排水路の付け替えについて、公園上の制約は無く、北側法面上部通路（事業区域外）からの雨水排水等を含めて、排水路の付け替え及び事業用地内の維持管理を行う理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。	
19	要求水準書	3 34	第1 第3	3 9	(5) (7)	3) -	雨水排水	「敷地内の雨水を下水道本管へ放流しても支障がないか検討を行う」とありますが、下水道本管は合流式でしょうか。また、敷地内雨水の雨水排水路への放流は可能でしょうか。	下水道は分流式です。ご指摘を踏まえ、要求水準書を「敷地内の雨水を雨水排水路へ放流しても支障がないか検討を行う」に修正します。	
20	要求水準書	4	第1	3	(5)	6)	ガス設備	『都市ガスは、本敷地には供給されていない』とありますが、ガスを熱源として検討する場合は液化石油ガスを使用すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
21	要求水準書	4	第1	4	(1)		供給能力	アレルギー対応食において、具体的な配送先及び数量は、今回の提案時においてご提示頂けるのでしょうか。	個々に対応が異なるため、具体的な配送先及び数量については提示できません。現状については、修正した添付資料21をご参照ください。	
22	要求水準書	4	第1	4	(3)	2)	付帯施設（外構、道路からのアプローチ動線を含む。）	囲障・フェンス等の囲障に関する詳細な資料の提示はあるでしょうか。	追加公表する要求水準書添付資料28をご参照ください。	
23	要求水準書	4	第1	4	(3)	2)	付帯施設（外構、道路からのアプローチ動線を含む。）	従業員の駐車場代についての考え方をご教示ください。	当面は無償で使用できる見込みですが、他の公共施設と同様の取り扱いとする必要があることから、有償となることも想定されます。	
24	要求水準書	4	第1	3	(6)		隣接道路	敷地西側の進入路において、市道認定はロータリーまで含まれるのでしょうか。その際、校舎入り口の底は撤去されるのでしょうか。	前段について、市道認定はロータリーを含めて行う予定です。後段について、校舎の底を含めロータリー周辺は市において平成23年度に工事を行う予定です。	
25	要求水準書	4	第1	3	(6)		隣接道路	敷地西側道路の旧ロータリー周辺を貴市において整備する予定とのことですが、工事時期はいつ頃を予定されていますでしょうか。	No. 24の回答をご参照ください。	
26	要求水準書	4	第1	3	(6)		隣接道路	敷地西側道路の旧ロータリー周辺を貴市において整備される予定とのことですが、本計画敷地への乗り入れ位置及び高さについては現状からの変更はないものとして計画してよろしいでしょうか。	給食センターの建設に合わせて施工します。	
27	要求水準書	4	第1	3	(7)		地盤状況	・添付資料6 地質調査資料 地下水位が記載されていますが、地質調査当日及び前数日間に雨が降っていたかどうかご教示願います。	地質調査期間（H22.7.6～15）の雨量 7/3 23.5mm（田原） 21.0mm（渥美支所） 7/6 2.0mm（田原） 1.0mm（渥美支所） 7/7 14.0mm（田原） 13.0mm（渥美支所） 7/9 61.0mm（田原） 58.0mm（渥美支所） 7/11 11.5mm（田原） 12.5mm（渥美支所） 7/13 8.0mm（田原） 9.5mm（渥美支所） 7/14 6.0mm（田原） 9.5mm（渥美支所） 7/15 7.0mm（田原） 7.5mm（渥美支所）	
28	要求水準書	4	第1	3	(8)		埋蔵文化財関係	埋蔵文化財の発掘、土壌汚染が発見した場合、工程遅延のリスクとなりますので貴市との協議が可能としていただきたく、お願い申し上げます。	No. 6の回答をご参照ください。	
29	要求水準書	5	第1	5			表 配送対象施設数	保育園の一部では、現在0～1歳児の給食は自園で調理しています。本事業には0～1歳児の給食は含まないと考えてよろしいでしょうか。	0歳児からの受入れを行っている第一・漆田・赤羽根・福江・伊良湖岬保育園の0～1歳児の給食は自園で調理するため、本事業の給食対象児には含まれません。1歳6ヶ月から受入れている他の保育園（1歳6ヶ月から受入れ）は全園児（1歳児を含む）が本事業の給食対象児となります。	
30	要求水準書	5	第1	5			表 配送対象施設数	幼稚園は民間委託業者により調達で、給食提供はしないとの考えにおいて配送対象施設数は48施設でよろしいでしょうか。	現在、私立幼稚園は民間調理業者等より調達していますが、本事業で配送対象となる施設は、要求水準書添付資料8「学校等一覧（小中学校、保育園、幼稚園）」に記載された50施設です。	

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
31	要求水準書	5	第1	6	(1)			遵守すべき法令等	<p>ご理解のとおりです。ただし、地歴及び表層土壌調査については、土壌汚染対策法及び土壌汚染法施行規則に則った方法で、事業者にて実施して頂くことを想定しています。要求水準書を修正します。なお、表層調査の結果、基準値を超えていることが判明した場合、今後の対応を検討致しますが、係るリスクは市になります。</p>	
32	要求水準書	8	第2	1	(1)		②	給食センターの整備の基本的考え方	<p>9,000食対応の炊飯設備で9,000食を4日分の貯米とありますが、1食当たりのお米のグラム数をご教示下さい。</p>	<p>新センターでは保育園65g、小学校低学年70g、中学年80g、高学年90g、中学校100gを予定しています。献立によりごはんの量は変更します。（例 まぜごはんのときは減らす等） 主食の量は学校等との協議により規格は変わることがあります。</p>
33	要求水準書	8	第2	1	(1)		②	給食センターの基本的な考え方	<p>貴市が調達する「アルファ化米」の納品状態（Okgバック詰め等）をご教示ください。</p>	<p>愛知県給食会の取り扱いのものは20kg紙袋です</p>
34	要求水準書	8	第2	1	(1)		⑨	給食センターの整備の基本的考え方	<p>バリアフリーとありますが、エレベーターは「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に適合した設備とすると解釈するのでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
35	要求水準書	9	第2	1	(2)	3)		設備の耐震対策	<p>乙類の自家発電及び直流電源装置の設置に蓄電池付防災対応型太陽光発電装置は該当すると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>該当しません。</p>
36	要求水準書	9	第2	1	(3)			給食センターに求める耐久性	<p>貴市の塩害対策に関するお考えをご提示ください。</p>	<p>公共工事においては、構造物、外装材、設備機材など建物全てにおいて、塩害対策に配慮しています。</p>
37	要求水準書	9	第2	2	(1)		③	敷地内のゾーニング及び動線計画	<p>隣地となる旧赤羽根校舎の構内道路は、給食センターへの共有道路としての使用は可能ですか？また、将来も可能と考えてよいですか。</p>	<p>旧赤羽根校舎内の校内道路は共有道路として考えていません。</p>
38	要求水準書	9	第2	2	(2)		②	給食センター内のゾーニング及び動線計画	<p>園児用の給食は、1歳6ヶ月以上児が対象であるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>No. 29の回答をご参照ください。</p>
39	要求水準書	10	第2	2	(2)		⑦	給食センター内のゾーニング及び動線計画	<p>『空調、換気設備も独立した系統』とありますが、給食エリアの汚染と非汚染、及び事務エリアでそれぞれ独立した空調換気設備と解釈しますがよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。なお、下記の室は個別に温度設定できるように計画してください。 事務室、魚肉下処理室、和え物室、アレルギー対応食調理室、調理室（揚げ物、焼物を個別室にする場合はその室）、炊飯室、会議室、研修室。</p>
40	要求水準書	10	第2	2	(2)		⑦	給食センター内のゾーニング及び動線計画	<p>「微生物等による汚染を極力避ける必要がある作業を行う区域」と記載されていますが、具体的にはどの区域をさしておられますでしょうか。</p>	<p>魚肉下処理室、和え物室です。</p>
41	要求水準書	10	第2	2	(2)		⑨	給食センター内のゾーニング及び動線計画	<p>⑨搬入口は、肉魚類、野菜類及びその他食料用の3箇所設置し…とありますが、10頁、諸室の構成表にはその他食料用荷受室の記載がありません。貴市のお考えをお示し願います。</p>	<p>「野菜類他荷受室」に野菜類とその他食料用の搬入口を2箇所設置してください。なお、荷受室と検収室は同じ部屋としてください。要求水準書を修正します。なお、上記修正を含め、荷受室、検収室、入替室の各諸室の構成及び関係について再整理し、要求水準書を修正します。</p>
42	要求水準書	10	第2	3	(2)			諸室の構成	<p>諸室の構成について、要求水準の確保及び衛生面・機能等に支障がなければ併用利用の提案も可能でしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
43	要求水準書	10	第2	3	(2)			諸室の構成	<p>汚染作業区域に「割卵室」の設置を想定されていますが、液卵は使用しないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
44	要求水準書	10	第2	3	(2)			表 諸室の構成表	「諸室の構成表」の計量室が非汚染作業区域になっておりますが、通例ですと調味料等を計量する計量室は汚染作業エリアと考えておりますが、貴市が非汚染作業区域としたお考えをご教示願います。	計量室で作業する職員は、上処理室でも作業するため、非汚染作業区域とします。
45	要求水準書	11	第2	3	(3)	1)	③	[汚染作業区域] 入替室	【学校給食衛生管理基準】では、「食品は検収室において、専用の容器に移し替え」と記載されていますが、入替室と検収室を同じ部屋として整備することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
46	要求水準書	11	第2	3	(3)	1)	③	[汚染作業区域] 入替室	③入替室…検収後の食品をダンボールからざる、プラスチック等へ入替…とありますが、食材の入替を検収室にて検収と同時に入替を実施する場合、入替室は不要と考えております。今回、貴市のお考えをご教示願います。	ダンボールのまま検収を行い、その後検収室から入替室で給食センターの専用容器に入替を行うことを考えています。ダンボールの持込は検収室までで、入替室から給食センターの容器に入ります。
47	要求水準書	11	第2	3	(3)	1)	③	ア [汚染作業区域] 入替室	検収後の食品を・・・へ入れ替える場、との記述がありますが、この場合、検収室と下処理室との間に、入替室を計画するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書	12	第2	3	(3)	1)	⑥	ウ [汚染作業区域] 冷蔵庫(室)、冷凍庫(室)	ウの冷凍食品の内容をご教示ください。	フライ類、厚焼き卵やしゅうまいなど蒸したりボイルするもの、冷凍野菜（コーン、いんげん、グリーンピースなど）
49	要求水準書	12	第2	3	(3)	1)	⑥	エ [汚染作業区域] 冷蔵庫(室)、冷凍庫(室)	エには、肉用冷蔵庫(室)とはありますが、魚用は不要でしょうか。	不要です。
50	要求水準書	12	第2	3	(3)	1)	⑧	イ [汚染作業区域] 洗浄室	⑧洗浄室にイ.アレルギー対応用容器・食器専用洗浄スペースを確保とありますが、【添付資料9】にはアレルギー対応用容器・食器の記載がありませんが、事業者の運営業務と齟齬が無いように事業者が選定可能ということでしょうか。	食器は統一のものを使用します。アレルギー対応食用容器については、要求水準書28ページの内容に留意して選定してください。
51	要求水準書	12	第2	3	(3)	1)	⑧	イ [汚染作業区域] 洗浄室	⑧洗浄室にイ.アレルギー対応用容器・食器専用洗浄スペースを確保とありますが、アレルギー対応食器とは、【添付資料9】に記載の食器類のアレルギー対応専用ということではなく、専用容器（ランチジャー等）の食器の形をした内容物の事との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	12	第2	3	(3)	1)	⑧	イ [汚染作業区域] 洗浄室	⑧洗浄室にイ.アレルギー対応用容器・食器専用洗浄スペースを確保とありますが、アレルギー対応食器も専用に調達して個別管理する必要があるということでしょうか。	食器洗浄スペースは不要です。要求水準書を修正します。アレルギー対応食用容器は専用としますが、食器は添付資料9の食器類とします。
53	要求水準書	12	第2	3	(3)	1)	⑫	イ [汚染作業区域] 油庫	「保管状態に応じて、別室又は隔壁以外の方法による以外の仕切り～」とありますが、他の食材（野菜類、肉魚類）と区画を分けるという理解でよろしいでしょうか。	イを削除します。
54	要求水準書	13	第2	3	(3)	1)	⑬	[汚染作業区域] 残滓処理室等	一時保管の残滓は、市からの回収状況を教えていただけますか？（周期、車両形態等）	生ごみはパッカー車で毎日回収します。
55	要求水準書	13	第2	3	(3)	1)	⑮	[汚染作業区域] 貯米庫	貯米庫の設定では、米の入荷周期、入荷包装状況が必要です。通常米とアルファ化米ともに教えていただけますか？	米は10kgのビニール袋で週1回納品、アルファ化米は20kg袋（外側紙、内側ビニール）年1、2回不定期納品となります。
56	要求水準書	13	第2	3	(3)	1)	⑮	ウ [汚染作業区域] 貯米庫	ウ 温度・湿度条件をご指示下さい。	穀類の貯蔵に適する温湿度とします。
57	要求水準書	13	第2	3	(3)	1)	⑮	ウ [汚染作業区域] 貯米庫	『温度・湿度の管理が適切に実施できる設備』とありますが、具体的な要求値はありますでしょうか。	No.56の回答をご参照ください。
58	要求水準書	13	第2	3	(3)	1)	⑮	オ [汚染作業区域] 貯米庫	アルファ化米1日分とは9000食を1日分と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
59	要求水準書	13	第2	3	(3)	1)	⑮	オ [汚染作業区域] 貯米庫	アルファ化米1日分とは9,000食分との理解で宜しいでしょうか。 また、アルファ化米は、9,000食分の纏まった形と、1食毎に個別包装された形のどちらで納入されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。 後段についてはNo.55の回答をご参照ください。
60	要求水準書	13	第2	3	(3)	1)	②	イ [非汚染作業区域] 上処理室	イ 冷凍野菜やタケノコを解凍（洗浄）する3槽シンクを設置するとありますが、エ 果物を消毒するシンクと同一のもでもよいとの理解でよろしいでしょうか。	別に設置してください。
61	要求水準書	13	第2	6	(3)	1)	②	イ [非汚染作業区域] 上処理室	冷凍食品の開封とありますが、具体的にどのような状況でしょうか？缶の開封と同じ考え方でよろしいでしょうか？	冷凍野菜やレトルト食品等を袋から出すことです。
62	要求水準書	13	第2	3	(3)	1)	②	イ [非汚染作業区域] 上処理室	イの冷凍食品の開封作業を行うスペースとありますが、上処理室で開封する冷凍食品はどのような食品でしょうか。	冷凍コーン、冷凍インゲンやレトルトのマッシュルームやうずら卵等です。
63	要求水準書	13	第2	3	(3)	1)	②	エ [非汚染作業区域] 上処理室	果物の消毒方法について、貴市指定の方法がございましたらご教示ください。	200ppmの次亜塩素酸ナトリウムで5分浸漬、またはそれと同程度の消毒効果が得られるものとします。
64	要求水準書	14	第2	3	(3)	1)	③	オ [非汚染作業区域] 調理室	オに食材のきざみとありますが、これは、すべての園児の給食について食材をきざむのでしょうか。それとも、低年齢の園児等、一部の園児の給食にきざみ対応が必要とすることでしょうか。	食材のきざみは、すべての園児についてです。
65	要求水準書	14	第2	3	(3)	1)	③	オ [非汚染作業区域] 調理室	オにある食材のきざみは、調理前の食材を細かくしてから調理を行うのでしょうか。それともできあがった料理を細かくきざむのでしょうか。	調理前の食材を切ってから調理します。
66	要求水準書	14	第2	3	(3)	1)	⑥	イ [非汚染作業区域] 冷蔵庫（室）、冷凍庫	エのちくわや油揚げ、牛乳を保存する冷蔵庫は上処理室ではなく調理室に設置でしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書	14	第2	3	(3)	1)	⑥	オ [非汚染作業区域] 冷蔵庫（室）、冷凍庫	和え物室でカット、配缶後の冷蔵庫と理解してよろしいでしょうか？	カットや配缶前の食材を冷やす冷蔵庫です。
68	要求水準書	14	第2	3	(3)	1)	⑦	ア [非汚染作業区域] コンテナ室	「コンテナを消毒保管」と記載されていますが、消毒保管する条件をご教授下さい。また、これらは提案によるものでよろしいでしょうか。	コンテナ内外を消毒してください。なお、消毒方法は事業者の提案によります。
69	要求水準書	14	第2	3	(3)	1)	⑦	ア [非汚染作業区域] コンテナ室	コンテナを消毒保管することに関して、コンテナ内部を熱風消毒する考えでよろしいでしょうか。	No.68の回答をご参照ください。
70	要求水準書	14	第2	3	(3)	2)	①	玄関ホール	玄関ホールに設置する【下足入れ】は何人分を計画すれば宜しいでしょうか。又、児童・生徒等の見学者は1回に数クラス・何人程度を予定していますか。	見学者用の下足入れは80人程度を想定します。見学1回あたりの人数は最大80名程度を予定しています。
71	要求水準書	15	第2	3	(3)	2)	②	市職員用事務室	市職員用事務室に来訪用の【窓口】は不要でしょうか。玄関ホールに面しなくても宜しいでしょうか。	窓口は必須ではありません。 事業者用事務室に隣接していれば必ずしも玄関ホールに面していなくてもかまいません。
72	要求水準書	15	第2	3	(3)	2)	②	ア 市職員用事務室	事業用事務室に隣接とありますが、書庫、更衣室等その他室を間に設けることは可能でしょうか。事業用事務室と市職員用事務室を行き来できることをお考えでしょうか。	事業者と市職員が円滑に行き来できることを求めます。
73	要求水準書	15	第2	3	(3)	2)	② ③	市職員用事務室 事業者用事務室	【市職員用事務室と事業者用事務室は隣接して配置する。】とありますが、事務室間に廊下等の計画は宜しいでしょうか。	No.72の回答をご参照ください。
74	要求水準書	15	第2	3	(3)	2)	②	ア 事業者用事務室	全ての「来訪者」に対して、事業者が最初に「対応」を行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書	15	第2	3	(3)	2)	③	事業者用事務室	訪問者への対応は市の業務ではなく事業者の業務とすることでしょうか。	ご理解のとおりです。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
76	要求水準書	15	第2	3	(3)	2)	⑧	見学通路	極力、センター全域が視認できるようにとありますが、映像にての対応でも良いと認識しても良いでしょうか。	できる限り全域が直接目視できるようにしてください。ただし、視認がどうしても難しい部分については、映像による対応も可能とします。
77	要求水準書	15	第2	3	(2)	2)	⑧	見学通路	極力、給食センター全域が視認できるように配慮することありますが、給食エリアの各諸室が対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書	15	第2	3	(3)	2)	⑩	調理実習室	見学者などの使用を想定されていますでしょうか。	想定していません。
79	要求水準書	15	第2	3	(3)	2)	⑩	イ 調理実習室	貴市の調理実習の人員体制をご教示下さい。	センター勤務の栄養教諭等が対応します。
80	要求水準書	16	第2	3	(3)	2)	⑩	イ 調理実習室	調理実習台を設置するとありますが、台数の設定はあるのでしょうか。	2台です。要求水準書P30をご参照ください。
81	要求水準書	15	第2	3	(3)	2)	⑬	屋外テラス	⑫屋外テラスは、『ア、見学者等が屋外で食事できるように海への眺望の開けたテラスを2階に計画する。』とありますが、「2階以上」と考えて宜しいですか。	No. 83の回答をご参照ください。
82	要求水準書	15	第2	3	(3)	2)	⑬	屋外テラス	海への眺望の開けたとありますが、現状南側の森林（私有地）により眺望が遮られている場所がありますが、海への開けた眺望をより良くするために、森林（私有地）の伐採等はお考えでしょうか。	森林（私有地）の伐採等は考えていません。
83	要求水準書	16	第2	3	(3)	2)	⑬	屋外テラス	樹木の影響で2階レベルで海を眺められる場所はかなり限定されます。屋外テラスから海が見えることは絶対条件でしょうか。その場合、冬季の調査では提案の保証ができませんので資料をご提示願います。また、見えることが条件でない場合、屋外テラスを1階に計画することは可能でしょうか。	海に限らず、風光明媚な渥美半島の景色が眺められる場所を想定しています。
84	要求水準書	16	第2	3	(3)	3)		事務エリアのうち調理員エリア	①食堂・③調理員用休憩室・④調理員用シャワー室・⑥洗濯・乾燥室が市職員及び事業者の共用となっていますが、別々に設置では不可なんでしょうか。光熱水費の分担も不可能になるため、市側と事業者側を分離の方が望ましいと考えますが、見解をご教示ください。	光熱水費の分担については、共用又は分離、いずれの場合も、事業者の負担となることを考慮した上で、ご判断ご提案ください。
85	要求水準書	16	第2	3	(3)	3)	①	食堂	市職員及び事業者と共用の食堂の広さについては、市職員6名に加え事業者が合理的だと判断する広さでよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	要求水準書	16	第2	3	(3)	3)	⑤	調理員用便所	『開口部は』とありますが、出入口以外の開口部とは具体的には何を指すのでしょうか。	窓等を想定しています。
87	要求水準書	17	第2	3	(3)	3)	⑦	運転手控室	調理員用休憩室と共用してもよいでしょうか。	共用しないこととします。
88	要求水準書	17	第2	3	(3)	3)	⑦	イ 運転手控室	流し台、吊戸棚については、提案により変更することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
89	要求水準書	17	第2	3	(3)	4)	①	ごみ置場	「ゴミ置場は回収状況に合わせ」と記載されていますが、市が行う回収状況とはどのくらいの頻度でお考えでしょうか。	要求水準書p. 64をご参照ください。
90	要求水準書	17	第2	4	(1)			全体一般事項	異物混入対策として金属探知器等を設置する必要はないのでしょうか。【関連頁 61 第6章1の(14)の1)】	ご提案に委ねます。
91	要求水準書	17	第2	4	(1)		③	全体一般事項	【増設に対応しやすいフレキシビリティの高い計画】とありますが、将来増設予定の内容が有ればご指示ください。	現時点では増設の予定はありませんが、電気容量等の増設や設備機器や配管等の更新に対応しやすい計画を求めています。
92	要求水準書	19	第2	4	(2)	2)	②	電源設備	市職員用事務室等、市占有室の電気使用量は、別計量することが必要でしょうか。	No. 84の回答をご参照ください。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
93	要求水準書	19	第2	4	(2)	2)	③	通信・情報設備	インターネットは、市及びSPC個別に引き込むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	20	第2	4	(2)	2)	⑩	発電設備	「20kW以上の蓄電池付防災対応型太陽光発電システムを導入する。」とありますが、停電時に蓄電池から電源供給する負荷の種類、電源供給時間をご指示下さい。	2つの事務室の電灯・コンセント及び給水圧送ポンプ等で、供給時間は4時間程度を想定しています。
95	要求水準書	20	第2	4	(2)	2)	⑩	発電設備	要求水準書には太陽光発電システムが指定されていますが、同等の能力を有する他の自然エネルギー発電システムとすることは可能でしょうか。	20kW以上の蓄電池付防災対応型太陽光発電システムの導入は必須とし、その他の自然エネルギー発電システムの提案を拒むものではありません。
96	要求水準書	20	第2	4	(2)	2)	⑩	発電設備	『20kW以上の蓄電池付防災対応型太陽光発電システム』とありますが、太陽光の発電量が20kW以上と解釈してよろしいでしょうか。	太陽光パネル定格発電容量20kW以上とします。
97	要求水準書	20	第2	4	(2)	2)	⑩	発電設備	『20kW以上の蓄電池付防災対応型太陽光発電システム』より電源供給を行う負荷に指定はありますでしょうか。	No. 94の回答をご参照ください。
98	要求水準書	20	第2	4	(3)	2)	①	換気・空調設備	稼働時給食センター内の温湿度は25℃以下、80%以下の能力を有するものとありますが、一方で洗浄室、調理室など特に暑さ対策の必要な諸室はスポット型吹出口の局所空調と表記されています。どのように解釈したらよろしいでしょうか。	下処理、調理、盛付箇所等は作業時表記性能を満足できる機器容量とします。洗浄、加熱調理箇所は作業部分において表記条件を満足できる能力とします。
99	要求水準書	20	第2	4	(3)	2)	①	エ 換気・空調設備	外気を取り込む吸気口に取り付けるフィルターを、高性能にするとありますが、高性能フィルターは洗浄、交換及び取り付けが容易ではありません。ビル管法の基準である中性性能フィルターの採用、として直しいでしょうか。	原案のとおりとします。
100	要求水準書	20	第2	4	(3)	2)	①	エ 換気・空調設備	『主たる外気を取り込む吸気口には、塩害除去フィルター等を設置』とありますが、給食エリア、事務エリア全てでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準	21	第2	4	(3)	2)	②	給水・給湯・給蒸気設備	②給水・給湯・給蒸気設備 調理の際、釜にお湯を直接投入する調理法を実施するセンターがありますが、本施設でのどのようにお考えですか。貴市のお考えをご教示願います。	食材や調理法により使用可とします。（ボイルキャベツ等）
102	要求水準書	21	第2	4	(3)	2)	②	ア 給水・給湯・給蒸気設備	『飲料水、蒸気及び80℃以上の熱湯』とありますが、給食エリア全ての箇所（一般湯栓共）で80℃を供給すると考えてよろしいでしょうか。	80℃以上の熱湯供給箇所は洗浄、保管箇所とします。その他は一般給湯とします。
103	要求水準	21	第2	4	(3)	2)	②	オ 給水・給湯・給蒸気設備	②給水・給湯・給蒸気設備 オ 調理作業前及び調理作業後に残留塩素測定を行うとなっていますが、これは、調理で実際に調理に使用する水で、回転釜に入れる水を対象として測定するものと考えてよろしいでしょうか。	調理棟内の給水配管の最終蛇口で測定することが望ましいです。
104	要求水準書	21	第2	4	(3)	2)	②	ク 給水・給湯・給蒸気設備	本項ク「飲料水及びその他の水は、2系統とする。」とは、同項エに規定される区分をすれば宜しいのでしょうか。それとも、飲料水・その他の水の両方が2系統必要なのでしょうか。	給食エリアの調理、洗浄に使用する系統と給食エリアの便所及び事務エリア、その他エリアで使用する系統を想定しています。
105	要求水準書	21	第2	4	(3)	2)	②	ク 給水・給湯・給蒸気設備	「ク 飲料水及びその他の水は2系統とする。」とありますが、趣旨をお知らせください。	No. 104の回答をご参照ください。
106	要求水準書	21	第2	4	(3)	2)	②	ク 給水・給湯・給蒸気設備	『飲料水及びその他の水は、2系統』とありますが、②、エに記載ある通り、飲料水以外の水を使用する場合と解釈してよろしいでしょうか。	No. 104の回答をご参照ください。
107	要求水準書	21	第2	4	(3)	2)	②	ク 給水・給湯・給蒸気設備	飲料用及びその他の水は、別系統とするとありますが中水（雨水の利用、排水の再利用等）を利用する場合と言う解釈でしょうか。	No. 104の回答をご参照ください。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答	
		頁	章	節	項	-	-				
108	要求水準書	22	第2	4	(3)	2)	⑥	イ	衛生設備	イに足踏み開閉式のゴミ箱とありますが、ゴミ箱に蓋は必要でしょうか。	必要です。
109	要求水準書	22	第2	4	(3)	2)	⑥	イ	衛生設備	手指洗浄・消毒後にペーパータオルにて水滴除去するのは最も良い方法ですが、紙繊維付着の恐れも考えられます。温風送風によるハンドドライヤーを代用とすることは、了承されるのでしょうか？	了承できません。
110	要求水準書	22	第2	4	(3)	2)	⑥	オ	衛生設備	『停電時に対応可能な手元バルブを設ける』とありますが、複数台の自動水栓の内、レバー式水栓が1台設置されていれば、要求を満たすものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書	22	第2	4	(3)	2)	⑦		昇降機設備	見学者及び市職員が利用する施設をすべて1階に計画した場合もエレベーターは必要でしょうか。	見学者ほか一般市民等が利用する施設が全て1階にあればエレベーターの設置は不要です。
112	要求水準書	22	第2	4	(3)	2)	⑦		昇降機設備	バリアフリー対策として、スロープを設け、エレベーターを設置しない提案は可能でしょうか。	見学者ほか一般市民等が利用する施設が2階以上にあればエレベーターを設置してください。
113	要求水準書	23	第2	4	(4)	3)	①		緊急地震速報機器	現給食センターから移設する「緊急地震速報機器」の仕様をご教示ください。	追加公表する要求水準書添付資料29をご参照ください。
114	要求水準書	24	第2	5	(3)	1)	①	ウ	冷蔵庫、冷凍庫	自動開閉はプレハブのみで構わないでしょうか。	プレハブ式の冷蔵庫・冷凍庫については、必ず自動開閉できるものを設置してください。それ以外のものについてもできるだけ自動開閉できるものを設置してください。
115	要求水準書	24	第2	5	(2)	1)	②	オ	シンク類の槽	「槽の外面には、結露防止の塗装を施し」と記載されてますが、塗装以外の方法でもよろしいでしょうか。	結露しなければ方法は問いません。
116	要求水準書	24	第2	5	(3)	1)	①	イ	冷蔵庫、冷凍庫	温度監視及び自動記録装置等は、プレハブ式のみとの考えでよろしいでしょうか。	提案によります。
117	要求水準書	24	第2	5	(3)	1)	①	ウ	冷蔵庫、冷凍庫	「手を触れずに扉が開閉できる構造」と記載されてますが、業務用縦型の冷却機器での規格では、自動扉等の機能は存在しない可能性があるのですが、どのような方法でのお考えでしょうか。	No. 114の回答をご参照ください。
118	要求水準書	24	第2	5	(3)	1)	①	ウ	冷蔵庫、冷凍庫	冷蔵庫、冷凍庫の仕様で「手を触れずに扉が開閉できる構造とする」とありますが、その場合、必要時以外にも自動的に開閉するため庫内の温度が安定しない等、衛生面で弊害が出ると予測されます。十分な手洗いにより解消される問題と考えられるため、一般的な開閉システムについてもご承認いただけないでしょうか。	No. 114の回答をご参照ください。
119	要求水準書	24	第2	5	(3)	1)	①	ウ	冷凍庫、冷蔵庫	ウ、手を触れずに扉が開閉できる構造とする。とありますが、扉を開く際も手を触れずにできるようにということでしょうか。それとも閉まる際だけ手を触れずに閉まればよいのでしょうか。	開ける時と閉める時の両方を想定しています。
120	要求水準書	24	第2	5	(3)	1)	①	ウ	冷凍庫、冷蔵庫	ウ、手を触れずに扉が開閉できる構造とする。とありますが、縦型冷凍冷蔵庫は除くプレハブ冷凍・冷蔵庫の扉を、センサー式もしくは押しボタン式等の自動開閉タイプにするということでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書	24	第2	5	(3)	1)	①	ウ	冷蔵庫・冷凍庫	ウの手を触れずに扉が開閉できる構造とはどのようなイメージでしょうか。	No. 120の回答をご参照ください。



< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答	
		頁	章	節	項	-	-				
122	要求水準書	25	第2	5	(3)	3)	①	カ	調理釜	複数回使用とはどのような使い方を言うのでしょうか。例えば、下茹でに使用した釜をその後、煮炊きや炒め物に使用することも複数回使用にあたるのでしょうか。また、和え物等の同一料理を2回転で行うことは複数回使用になるのでしょうか。	一度使用した後、次に使用するのに洗剤による洗浄が必要な場合が複数回使用となります。上記以外の下茹で・油抜き等で水洗い・お湯洗いのみで引き続き煮炊き・炒め物に使用することや和え物等の同一料理を2回転で行うことは複数回使用とみなしません。
123	要求水準書	26	第2	5	(3)	3)	⑦	ウ	連続式炊飯機	1釜当たりの炊飯量に余裕率を見込む。とありますが、余裕率をどの位見込めば宜しいか、ご提示下さい。	ご提案に委ねます。
124	要求水準書	26	第2	5	(3)	4)	①	ウ	食器洗浄機	ウ・・・付帯食器が洗浄可能な機器とします。とありますが、食器洗浄機での洗浄を指定するものではなく、その機能・効果が他の洗浄機器で担保できればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	要求水準書	26	第2	5	(3)	4)	④	ウ	消毒保管庫	「和え物用・果物用バットを保管する機器、冷蔵庫機能付のする」とありますが、高温で消毒したバット等を冷却すると水滴が生じる要因となり、衛生面で支障が出ると思われます。バットの冷却保管に関して事業者提案として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
126	要求水準書	26	第2	5	(3)	4)	④	ウ	消毒保管庫	市販の機器には、消毒保管庫に冷蔵機能が付いたものが見当たらないので、消毒後に冷蔵庫で保管する方法でも可能でしょうか。	原案のとおりとします。
127	要求水準書	27	第2	5	(3)	4)	⑤		器具殺菌庫	包丁・まな板殺菌庫は、乾燥機能と紫外線殺菌による消毒が一般的ですが、全てにおいて80℃以上までの熱風消毒が必要でしょうか。	必要です。
128	要求水準書	27	第2	5	(4)	2)	④		物（食材・器材・容器）の動線	④和え物・果物等を調理する作業区域とは、下処理や上処理も含まれるのでしょうか。	果物は下処理、上処理とも作業区域を区分しますが、和え物は加熱前の食材なので区分しません。
129	要求水準書	28	第2	6	(1)			ア	食器食缶等	食器の材質は「PEN樹脂製とする」と記載がありますが、これは供給先が1社となる可能性があり、一社独占の仕様指定の元では適正な価格競争が行われず、PFIの主旨に反すると思われます。その他の同等品での材質との解釈で宜しいでしょうか。	原案のとおりとします。
130	要求水準書	28	第2	6	(1)			イ	食器食缶等	揚げ物用の食缶に保温機能を有しない理由を教えてください。	揚げ物用に保温機能を有するものを使用すると蒸れて衣がふやけるため、保温機能を有しないものを使用します。
131	要求水準書	28	第2	6	(1)			イ	食器食缶等	揚げ物用の食缶は保温機能を有している事は不可ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	要求水準書	28	第2	6	(1)			エ	食器食缶等	バイキング給食専用食器等は、適宜保管場所を確保しとは、使用前に消毒を行う事を前提とした場合には、消毒保管庫等に保管してなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	要求水準書	28	第2	6	(1)			オ	食器食缶等	添付資料の食器寸法はPEN樹脂製の同等寸法（容量）であればよいとの理解でよろしいですか？	ご理解のとおりです。
134	要求水準書	28	第2	6	(1)			カ	食器食缶等	数量が職員分、予備分とありますが、予備とは、消毒保管機に常に保管すべき数量でしょうか？	常に保管する必要はありません。
135	要求水準書	28	第2	6	(1)			カ	食器食缶等	保育園の食缶の個数は、クラス数必要でしょうか。	少人数の園では複数クラスで給食を行うため、クラス数とは一致しません。
136	要求水準書	28	第2	6	(1)			カ	食器食缶等	添付資料の数量に炊飯容器分は含まれているのでしょうか。	No. 330の回答をご参照ください
137	要求水準書	28	第2	6	(1)			キ	食器・食缶等	食器・食缶等は、中古品を使用しないものとするが、他の調理器具は中古品で可能ですか。	他の調理器具についても中古品は使用しないでください。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
138	要求水準書	28	第2	6	(1)		ケ	食器食缶等	運営期間中に食器、食缶を更新することになっていますが、この費用はサービス購入費BとEどちらに含まれるのでしょうか。	運営期間中の食器、食缶等の更新にかかる費用については、サービス購入料Eに含まれます。
139	要求水準書	28	第2	6	(1)		ケ	食器食缶等	食器食缶等については、維持管理・運営期間内の中間時に1回、すべてを更新する必要がありますが対象となる食器食缶等は、【添付資料9】「食器食缶等仕様一覧表」の食缶等、食器類が対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書	28	第2	6	(1)		ケ	食器食缶等	当該中間時まで、給食センター運営のために、一部の食器食缶の更新（入れ替え）を行うことが想定されますが、これは更新済みの食器食缶等も含めた全ての食器食缶等を更新する（当該中間時に事業者が保有する全ての食器食缶等を更新する）ということでしょうか？	中間時に更新した食器・食缶等は除いたものを対象とします。更新時期については、中間時でご計画ください。なお、具体的な更新時期は、事業期間中に両者協議により決定します。
141	要求水準書	28	第2	6	(1)		ケ	食器食缶等	維持管理・運営期間中の中間時に1回更新するとありますが、中間時とはいつ頃を想定されていますか。維持管理・運営期間中に補充した食器食缶等も含めて全て更新するのでしょうか。また、更新に係る費用はサービス購入料BとEのどちらに計上すれば宜しいでしょうか。	前段については、No. 140の回答をご参照ください。後段については、No. 138の回答をご参照ください。
142	要求水準書	28	第2	6	(2)			コンテナ	入れ後に学校等が改修を行った場合、この限りに含まれない認識でよろしいでしょうか。	市の都合で改修した場合は、ご理解のとおりです。
143	要求水準書	28	第2	6	(2)			コンテナ	「小荷物運搬昇降機に収まる大きさを選定」と記載されていますが、配膳室を整備しコンテナを置くスペースを設け、配膳カートに乗せ変えて昇降機等で搬送するなどの配膳業務方法は可能でしょうか。	配膳カートに乗せ変えて昇降機等で搬送するなどの配膳業務方法は可とします。
144	要求水準書	29	第2	6	(2)			コンテナ	大規模改修は市が実施する業務となっておりますが、「コンテナは、維持管理・運営期間内に1回、全てを更新する」と記載されており、これは市の業務となるのでしょうか。また更新時期は、およそいつ頃を想定されておりますでしょうか。	前段について、コンテナの更新は、食器食缶等調達業務として事業者にて行って頂きます。後段について、具体的な時期の想定はありませんが、コンテナの状況を考慮し、市及び事業者の協議により決定します。
145	要求水準書	29	第2	6	(2)			コンテナ	維持管理・運営期間中に更新するとありますが、その費用はサービス購入料BとEのどちらに計上すれば宜しいでしょうか。	運営期間中のコンテナの更新にかかる費用については、サービス購入料Eに含まれます。
146	要求水準書	29	第2	6	(2)			コンテナ	運営期間中にコンテナ更新することになっていますが、この費用はサービス購入費BとEどちらに含まれるのでしょうか。	No. 145の回答をご参照ください。
147	要求水準書	29	第2	7	(1)			施設備品	調理器具のような大きさの例示がありませんが、詳細は別途協議となるのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
148	要求水準書	29	第2	7	(1)			施設備品	施設備品の調達において、「必要に応じて備品を増やすことは妨げない」とありますが、解釈としては応募提案時における追加検討との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書	29	第2	7	(1)			施設備品	施設備品等において市所有の現有品を譲り受けることは可能ですか。	市所有の現有品を譲り渡すことは想定しておりません。事業者にて調達してください。
150	要求水準	29	第2	7	(1)	1)		市職員用事務所・コピー機（備考）	コピー機を市職員事務所に設置し、市と事業者で兼用する旨が書かれていますが、市・事業者とそれぞれ事務室は区分され、セキュリティや使い勝手上、コピー機は市・事業者の各々が用意したほうが良いのではないのでしょうか。貴市のお考えをご教示願います。	2台設置するのは、スペース、費用、環境面などから適切ではないと判断し、共有することを前提としています。両者が使いやすい場所（利用に支障の無い場所）に設置してください。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
151	要求水準書	29	第2	7	(1)	1)		市職員用事務所・コピー機（備考）	貴市が負担する貴市職員使用分の料金はどのように（期日や方法等）事業者を支払われるのかご教示ください。	定期的（四半期に1回）に事業者に対して、銀行振込によりお支払いします。
152	要求水準書	30	第2	7	(1)	5)		研修室	AV装置の活用は1部屋利用時のみとし、分割時は使用しないと考えるのでしょうか。	分割時の1部屋でAV装置を使用するので、移動間仕切り壁の遮音性能に配慮してください。
153	要求水準書	29	第2	7	(1)	5)		研修室	テレビ受信設備の引き込みを諸室まで行い、研修室以外の諸室へのテレビ設置は、市及び事業者の任意で設置するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	要求水準書	31	第2	7	(2)			調理用器具	「調理用器具（消耗品含む。）の調達は、事業者の提案及び裁量」とありますが、調理用器具（消耗品含む。）は運営企業の所有とする提案も可能と理解してよろしいでしょうか。	消耗品に該当するものであれば、事業者の所有とすることも可能です。なお、備品の定義は田原市財務規則を参照ください。
155	要求水準書	31	第2	7	(3)		③ ④	配送車両	③に排出ガスの低減に配慮したものとする。④従前より運営企業等が保有していた配送車両を利用する場合、とありますが、この表現には、多くのグループが新車を手配して計画する提案に対し、矛盾するようにも受け取れますが、貴市のお考えをご教示願います。	従前より保有していた学校給食の用途に用いられていた配送車両を利用することも可としますが、③に規定する排出ガスの低減に配慮したものである必要があります。配送車両の調達にあたっては、①～⑦のいずれの要件を満たす必要があります。また、市では省エネルギーや環境へ配慮した事業者の提案を期待しています。
156	要求水準書	31	第2	7	(3)		④	配送車両	「従前より運営企業等が保有していた配送車両を利用する場合」とありますが、既存の配送車両を利用する提案（既存の配送車両を利用することが可能なグループ）と新車を購入（又はリース）する提案（グループ）とを比較した場合、コスト（提案価格）に大きな差が生じ、公平な競争環境が確保されないと考えます。配送車両に限って、新車の調達ではなく、既存（中古）車両の利用を可能とした理由について、ご教示ください。（イコールフットिंगの観点から、新車の調達を前提条件としていただけないでしょうか。）	No. 155の回答をご参照ください。
157	要求水準書	31	第2	7	(3)		④	配送車両	「従前より運営企業等が保有していた配送車両を利用する場合は」とありますが、事業者間の公平な競争を妨げるものではないでしょうか。	No. 155の回答をご参照ください。
158	要求水準書	31	第2	7	(3)		④	配送車両	配送車両は、中古車でもよいと理解してよろしいですか。	No. 155の回答をご参照ください。
159	要求水準書	31	第2	7	(3)		④	配送車両	「従前より運営企業等が保有していた配送車両を利用～」とありますが、配送車を所有しているかないかで事業費が大きく変わり、既存配送業者に有利となります。公平性の観点から全グループが既存配送業者と協議を行えるようにしていただけないでしょうか。	No. 155の回答をご参照ください。
160	要求水準書	31	第2	7	(3)		④	配送車両	「従前より運営企業等が保有していた配送車両を利用～」とありますが、配送車は新車でなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
161	要求水準書	31	第2	7	(3)		④	配送車両	④…従前より運営企業等が保有していた配送車両を利用する場合は、…とあります。他事例では参加グループへの公平性を保つ意味で、全て新車調達を要求しておりますが今回、貴市が従前保有車両を認めたお考えをお示し願います。	No. 155の回答をご参照ください。
162	要求水準書	31	第2	7	(3)		④	配送車両	④の、従前より運営企業等が保有していた車両を利用する場合は、調達する車両は新車でなくてもよいと理解してよろしいでしょうか。先行案件では殆ど新車調達が要求事項になっていますが、新車調達を要求事項としない理由をご教示ください。	No. 155の回答をご参照ください。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
163	要求水準書	31	第2	7	(3)		④	配送車両	④に学校給食と同等の用途に用いられた配送車両とありますが、学校給食と同等の用途とは、どの程度までを指すのでしょうか。たとえ食品であってもダンボール等により梱包されている物は不可等具体的にご教示ください。 また、過去の用途を証明するにはどのような方法を求めるのでしょうか。	「学校給食と同等の用途に用いられた配送車両」を「学校給食の用途に用いられた配送車両」に修正します。なお、過去の用途については、市から関係自治体へ確認を行います。
164	要求水準書	32	第2	7	(3)		⑦	配送車両	配送車両の「親しみやすいデザイン」とは、車両塗装による表現と考えてよろしいですか？	応募者のご提案に委ねます。
165	要求水準書	32	第2	8	(3)		①	内部仕上げ	内部床仕上げは、「平滑で清掃が容易に行える設計とする」との記載で「塗床とする」との記載ですが、同じ意図では、防滑長尺ビニルシートもあると思われそうですが、塗床限定ですか。	機能面で同等以上であれば塗床以外でもかまいません。
166	要求水準書	33	第2	9	(2)			配送車両車庫	配送車両車庫を別棟とせず、給食センターと一体としたのもよいでしょうか。	作業動線等に支障がなければ構いません。
167	要求水準書	33	第2	9	(2)		⑦	配送車両車庫	・・・ただし、敷地内で洗車する場合はこの限りでないとありますが、「配送車両車庫付近に～雨水貯留槽に流入しないように留意する。」については敷地外のことを示しているのでしょうか。補足をお願いいたします。	但し書き以降の「敷地内」は「敷地外」とします。
168	要求水準書	33	第2	9	(2)		⑦	配送車両車庫	配送車両洗車スペースの記述において、「敷地内で洗車する場合は、この限りでない」とありますが、「敷地外～」ではないでしょうか。	No. 167の回答をご参照ください。
169	要求水準書	33	第2	9	(2)		⑦	配送車両車庫	後段「ただし、敷地内で洗車する場合はこの限りではない」とありますが、場内と敷地内の違いは何でしょうか。敷地内なら下水道に放流してよいということでしょうか。	No. 167の回答をご参照ください。
170	要求水準書	33	第2	9	(2)		⑦	配送車両車庫	「配送車両車庫付近に…留意する。ただし、敷地内で洗車する場合は、この限りではない。」とありますが、ここで示す敷地内とは、何処を示すのか、ご指示下さい。	No. 167の回答をご参照ください。
171	要求水準書	33	第2	9	(2)		⑦	配送車両車庫	「ただし、敷地内で洗車する場合は」とありますが、「敷地外」で洗車する提案の場合でしょうか。	No. 167の回答をご参照ください。
172	要求水準書	33	第2	9	(2)		⑦	配送車両車庫	『ただし、敷地内で洗車する場合は、この限りではない』とありますが、敷地内に洗車スペースを計画した場合は、油水分離槽以降雨水系統に放流と考えてよろしいでしょうか。	No. 167の回答をご参照ください。
173	要求水準書	34	第2	9	(5)		①	困障・フェンス	添付資料13「外周フェンス設置図」にて示されているフェンス改修範囲は事業敷地外も入っていますが、今回の事業にて行うとの解釈でよろしいでしょうか。	添付資料13「外周フェンス設置図」にて示されているフェンスは、市で設置します。それ以外の必要な箇所を設置してください。
174	要求水準書	34	第2	9	(5)		①	困障・フェンス	添付資料13「外周フェンス設置図」にて示されているフェンス改修範囲にテニスコート等南側のフェンスが明記されていませんが、当範囲も当事業にて改修又は設置を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	No. 173の回答をご参照ください。
175	要求水準書	34	第2	9	(6)			植栽	既に自生している敷地内の植栽を剪定・伐採することは可能とありますが、敷地内とは事業用地の事でしょうか。	ご理解のとおりです。
176	要求水準書	34	第2	9	(6)			植栽	敷地内の既存樹木に関する調査資料（樹種・樹高・葉張り寸法等）は提示いただける理解でよろしいですか。	資料はありません。
177	要求水準書	34	第2	9	(7)		①	雨水排水	【①既存の雨水排水路の切り直しを行なう。】とありますが、グラウンド内の既存雨水排水樹から既存2号MH間のみの切り直しと考えれば宜しいでしょうか。ご指示ください。	添付資料4「雨水排水路敷設図」にて示されている雨水排水樹から2号MH間の排水路1号の切り直しを行って頂きます。添付資料4の追加資料もご参照ください。ただし、これ以外の詳細資料等はありません。現地をご確認ください。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
178	要求水準書	34	第2	9	(7)		②	雨水排水	【②事業者は、給食センターの雨水を下水道本管へ放流しても能力的に支障がないか検討する。】とありますが、既存の下水道本管の詳細資料をご提示願えませんでしょうか。	田原市下水道課で確認をお願いします。
179	要求水準書	34	第2	10	(1)		①	業務	設計体制表に総括責任者が記載されていますが、運営業務に係る総括責任者ではなく、給食センター整備に係る設計責任者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	要求水準書	35	第2	11	(3)			環境対策	周辺地域への悪影響等の発生要因が市の掃き事由、不可抗力の場合は責と負担について市と協議のうえ決定して頂くことは可能でしょうか？	ご質問のようなケースについては、協議の上決定することとなります。
181	要求水準書	36	第2	11	(7)			既存施設の解体・撤去業務	敷地内の既存施設の解体設計（解体図と数量調査）と施工要領は市の承諾を要する理解でよろしいですか。	市の承諾は不要とします。 なお、別に事業者の提案により施設・設備の撤去が必要となった場合は、協議とします。
182	要求水準書	36	第2	11	(7)		①	既存施設の解体・撤去業務	既存施設の解体・撤去を行う建物の既存図面（建築・設備）は明示いただけませんか。	募集要項No. 7の回答をご参照ください。
183	要求水準書	37	第3	1	(1)			基本的な考え方	配膳室等整備費は固定費で提案となっていますが、提案で費用の圧縮を図り、事業費に反映させていただけないでしょうか。	実際の業務内容及びそれに掛かる費用は、事業契約締結後の協議により確定します。提案は、固定額でご提出ください。詳細は、質問回答別紙1をご参照ください。
184	要求水準	37	第3	1	(1)			基本的な考え方	配膳室等整備の業務範囲は、各校、園の配膳室整備・改修業務に限定され、調理室を他の目的の部屋への改修等は業務外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	要求水準書	37	第3	1	(1)		⑦	基本的な考え方	支払の算定条件について、新設給食センターの設計・建設業務とは独立した業務と考えて、単費としての経費計上と判断してよろしいでしょうか。	配膳室等整備等業務に係る費用については、給食センターの設計・建設業務に影響しません。それぞれ、独立した内容であることを前提としてご提案ください。
186	要求水準書	37	第3	1	(2)			実施体制	「市との協議により定めた期間内に～」とありますが、休祝日、夜間工事も想定してもよろしいでしょうか。	原則として、休祝日での工事は可としますが、夜間工事については、近隣住民への影響を考慮し、不可とします。
187	要求水準書	37	第3	1	(2)		②	実施体制	配膳室等整備事業等業務の設計と工事にかかる責任者は給食センター新築工事と兼務することは可能でしょうか。	要求水準に定める業務が支障なく遂行できることを前提に、兼務可とします。
188	要求水準書	37	第3	2				配膳室等の調査・設計業務	配送は各配膳室で配膳員に引き継がれますが、各校配膳室の改修工事内容に、空調設備の新設は必要でしょうか。	不要です。
189	要求水準書	37	第3	2				配膳室等の調査・設計業務	配膳室の改修工事で床や壁の塗替等は要求水準書に記載がありませんが、サービス購入料Cの上限金額にて実費の対応が不可能な場合、不要と考えて宜しいでしょうか。	ご指摘の内容については改修工事に含まれます。
190	要求水準書	37	第3	2				配膳室等の調査・設計業務	添付資料14総括表3. その他検討を要する事項欄に記載があるが、要求水準書に記載がない事項については、サービス購入料Cの上限金額の範囲内で実費の対応が不可能な場合、必ずしも全てについての対応を要するものではないと考えて宜しいでしょうか。	具体的な対応については、事業者選定後の協議により決定します。
191	要求水準書	37	第3	2				配膳室等の調査・設計業務	配膳室の整備にともない新たに増設が必要とされる設備機器・調理器具・家具・備品について事業者の負担によるものはありますでしょうか。また、ある場合はどの様なものが含まれますでしょうか。給食センターに係る要求水準書3施設計画、4. 設備計画、5. 調理設備計画、6. 食器食缶等計画及び7. 施設備品等計画に相当するリスト・仕様等必要事項を提示してください。	配膳室の整備に伴い新たに必要となる設備等の費用は田原市の負担となります。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
192	要求水準書	37	第3	2				配膳室等の調査・設計業務	配膳室等の整備改修に関する提案方針に関わるため、事業提案時の前提条件である172,400,000円で想定されている改修工事概要をご提示いただけないでしょうか。	募集要項No. 58の回答をご参照ください。
193	要求水準書	37	第3	2			①	配膳室等の調査・設計業務	配膳室等の調査・設計業務に必要な図面及び資料は、入札前の提供・貸し出しを行わないとのことですが、要求水準書を満たす為に構造計算等が必要かどうか、確認申請が必要かどうかの判断が不可能であり、サービス購入料の上限金額の範囲内で要求水準書が満たせるかどうかの判断に根拠がとまわらないと思われませんが、何を根拠に試算・提案をすればよろしいでしょうか。	質問回答別紙1をご参照ください。
194	要求水準書	37	第3	2			①	配膳室等の調査・設計業務	既存施設の配膳室改修に伴い、対象既存建物の設計図（竣工図）・構造計算書・建築確認検査済書・耐震診断済書等は全て市で用意していただける理解でよろしいですか。	市等が保管している図書以外は事業者にて作成してください。
195	要求水準書	37	第3	2			①	配膳室等の調査・設計業務等	「整備・改修方法は市と協議し、決定する」との記載ですが、事業者の提案内容が協議により変更となった場合の、工事費の増減はどのようになりますか。	各施設個別の具体的な整備・改修方法について、今回ご提案頂く必要はありません。ここでの記載は、事業契約締結後に事業者と市との協議により、各施設の整備・改修方法を決定するということを意味します。なお、配膳室等整備に係る提案方法の詳細については、質問回答別紙1をご参照ください。
196	要求水準書	37	第3	2			③	配膳室等の調査・設計業務	「自校又は自園で調理を実施している施設の調理室等の状況を調査し、配送車両からコンテナを搬入できるように配膳室等を設計する。」との記載がありますが、他校若しくは他園とコンテナを共有し、コンテナをトラックから降ろさない場合についてはコンテナの搬入を可能にする必要はないと考えて宜しいでしょうか。	衛生管理面からコンテナは、施設ごとにしてください。小規模施設用のコンテナを使用することは構いません。
197	要求水準書	37	第3	2			③	配膳室等の調査・設計業務	自校又は自園で調理を実施している施設につきまして、調理機能が給食センターの運営期間中に継続して必要な施設はありますか。	乳児保育を実施している第一、漆田、赤羽根、福江、伊良湖岬の5園では離乳食を調理するため調理機能が必要です。また、構造改修特別区域の認定を受けて給食センター方式を実施しているため、すべての園に加熱、保存、配膳等の設備が必要です。具体的には、質問回答別紙1及び追加公表する要求水準書添付資料30をご参照ください。なお、小中学校は調理機能が不要です。
198	要求水準書	37	第3	2			③	配膳室等の調査・設計業務	「自校又は自園で調理を実施している施設の調理室等の状況を調査し、配送車両からコンテナを搬入できるように配膳室等を設計する。」との記載がありますが、取り壊し及び建て替えを要する施設はありますか。	取り壊し及び建て替えは想定していません。添付資料14をご参照ください。
199	要求水準書	37	第3	2			④	配膳室等の調査・設計業務	撤去する調理器具等の取扱いは、市と協議を行うとありますが、自園で調理している施設で離乳食・おやつ等がある場合の調理・洗浄（食器等）・消毒保管（食器等）は自園で行うのか？どれだけの施設で乳児を受け入れているのか？ それにより設計も変わってくると思います。	No. 197の回答をご参照ください。
200	要求水準書	37	第3	2			④	配膳室等の調査・設計業務	現在の各学校の配膳室の改修に伴う給食調理場の整備については、部分的に他用途（倉庫等）への改修は考えなくても宜しいですか。	No. 184の回答をご参照ください。詳細については、決定した事業者と協議を行い決定します。なお、保育園は改修の必要はありません。
201	要求水準書	37	第3	2			④	配膳室等の調査・設計業務	「支障となる調理器具等を撤去する」との記載がありますが、支障となるならないの判断は提案者によるものと考えて宜しいでしょうか。	No. 197の回答及び追加公表する要求水準書添付資料30をご参照ください。詳細については、決定した事業者と協議を行い決定します。
202	要求水準書	37	第3	2			④	配膳室等の調査・設計業務等	調理器具等の撤去は事業者によるものと理解しています。「撤去する調理器具等の取扱いは市と協議を行う」との記載ですが、事業者の提案内容が協議により変更となった場合の、工事費の増減はどのようになりますか。	No. 195の回答をご参照ください。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
203	要求水準書	37	第3	2			④	配膳室等の調査・設計業務	「支障のある調理器具等を撤去する」とありますが、支障のない調理器具等の撤去は本工事に含まないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	要求水準書	37	第3	2			⑤	配膳室等の調査・設計業務	『必要に応じてプラットホーム、庇を設置する。』との記載がありますが、添付資料14総括表3.その他検討を要する事項欄に『配送トラックから配送コンテナを運ぶ際に雨ざらしになる為、何らかの対応が必要と思われる。』との記載がある学校等についても、物理的若しくは予算の上限的に困難な場合は設置しない場合もあると考えて宜しいでしょうか。	施設の構造上、雨の影響を受けずに搬入できる場合を除き、庇の設置が必要です。
205	要求水準書	37	第3	2			⑤	配膳室等の調査・設計業務	配膳室の改修に伴い、庇の設置が必要な学校については、全ての学校において既存校舎が日影規制に適合していると考えて宜しいですか。また既存不適格の場合は、学校配置図及び既存校舎の建物高さをご教授下さい。	決定した事業者と協議を行います。
206	要求水準書	37	第3	2			⑤	配膳室等の調査・設計業務等	・配膳室の改修は、計画通知でよろしいですか。 ・市との協議で確認申請が必要となった場合、「確認申請は事業者が行い費用を負担する」とありますが、確認申請料はこの業務費用とは、別途と考えてよいですか。	前段について、建築基準法の規定によります。後段について、原案のとおりとします。
207	要求水準書	38	第3	3				配膳室等の整備・改修業務	既存施設の配膳室改修に伴い、対象施設（建物と調理機器等）の国庫補助金等の残存期間は無いとの理解でよろしいですか。	決定した事業者と協議を行います。
208	要求水準書	38	第3	3			①	配膳室等の整備・改修業務	配膳室等の整備・改修時期は、日常の配膳業務に支障が無ければ夏休み、冬休みに事前に行うことも可能でしょうか。ご教示下さい	ご理解のとおりです。
209	要求水準書	38	第3	3			①	配膳室等の整備・改修業務	配膳室等の整備・改修業務が本規定により平成26年度以降の実施となった場合には、その対価支払のスケジュールもそれに伴い変更されるということでしょうか？	ご理解のとおりです。
210	要求水準書	38	第3	3			①	配膳室等の整備・改修業務	「長期休暇期間」とは、（様式8-7「課題」より）春休みを想定していると理解してよろしいでしょうか。	長期休暇期間は、要求水準書P56（4）1）に記載のとおりです。
211	要求水準書	38	第3	4				配膳室等の工事監理業務	配膳室等の工事監理業務は、給食センターの工事監理者が兼任して実施できる理解でよろしいですか。	給食センター建設工事及び配膳室等の改修工事の品質管理等が適正に行われれば兼任してもよいこととします。
212	要求水準書	39	第4	3	(4)			調理リハーサル	調理リハーサルにおいて、予定される調理数量はいくつでしょうか。ご教示下さい。	食数については、市が学校等と協議し、調理リハーサル実施日の5日前の17時までに連絡します。
213	要求水準書	39	第4	3	(4)			調理リハーサル	調理リハーサルの実施日及び回数については事業者の意向でよろしいのでしょうか。市から食数の指示があるということは、リハーサル品を食べると言うことでしょうか。	実施日、回数及び方法等については、予め市と協議し、1回以上行って頂きます。
214	要求水準書	39	第4	3	(4)			調理リハーサル	調理リハーサルの回数は事業者の提案により、食数については貴市からの指示があるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 213の回答をご参照ください。
215	要求水準書	40	第4	3	(7)			施設紹介パンフレット等の作成	部数の想定がありましたら、ご教授ください。	No. 218の回答をご参照ください。
216	要求水準書	40	第4	3	(7)			施設紹介パンフレット等の作成	内容及び部数は、市と協議する、とありますが提案価格にはどのような条件で算出すればよいのでしょうか？	No. 218の回答をご参照ください。
217	要求水準書	40	第4	3	(7)			施設紹介パンフレット等の作成	紹介用パンフレットにおいて、概算費用を算出するために、想定仕様（大きさ、ページ数）及び作成部数の提示をお願いできないでしょうか。	No. 218の回答をご参照ください。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
218	要求水準書	40	第4	3	(7)			施設紹介パンフレットの作成にあたりコスト算出のため内容及び部数につきまして概要をお示し願います。また、パンフレットの作成は施設開業時のみとの理解でよろしいでしょうか。	部数は、5000部とし、不足が生じないように随時増刷してください。パンフレットの内容は施設全体や外構の完成写真等を含めたものを想定しています。また、内容の改訂についても市と協議の上、必要に応じて実施していただきます。	
219	要求水準書	40	第4	3	(7)			施設紹介パンフレット等の作成	「内容及び部数は、市と協議する。」と記載されていますが、パンフレットの部数とページ数はどの程度を想定されているか、具体的にご教示願います。	No. 218の回答をご参照ください。
220	要求水準書	40	第4	3	(8)			本事業の紹介及び給食情報掲載ホームページの作成及び運営	具体的な①完成予定時期 ②更新頻度を教えてください	①完成予定は、平成26年3月末までです。 ②基本的に毎日更新することを要請する予定です。
221	要求水準書	40	第4	3	(8)			本事業の紹介及び給食情報掲載ホームページの作成及び運営	ホームページの作成及び運営に係る費用は、作成はサービス購入料D、運営はサービス購入料Fにて計上するとの見解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	要求水準書	40	第4	3	(8)			本事業の紹介及び給食情報掲載ホームページの作成及び運営	市から要請があった場合にホームページを作成するとありますが、作成・運営にかかる費用は事業費として計上すべきかどうか不明なため、要求事項か提案事項かそれとも別途事項であるのかご明示ください。	No. 221の回答をご参照ください。
223	要求水準書	40	第4	3	(9)			見学者用DVD作成	「1年後を目途に改定を行う」とありますが、「改定」の程度をご教示ください。	改訂後のDVDには、開業前には撮影できない、実際の維持管理運営業務の様子、配送施設の様子（配送、配膳、喫食等）、環境への取組の成果など、初年度1年間を通して実施したものを盛り込むことを想定しています。
224	要求水準書	40	第4	3	(9)			見学者用DVD作成	DVDの作成する枚数は何枚でしょうか？	No. 225の回答をご参照ください。
225	要求水準書	40	第4	3	(9)			見学者用DVD作成	見学者用DVDの作成において、想定される内容をご提示願います。また、1年後に改訂を行うとありますが、改訂は2年目だけで、3年目以降は行わないとの解釈でよろしいでしょうか。	前段について、収録時間は20分程度とし、児童生徒向けと一般用（大人を対象としたもの）を想定しています。また、作成枚数は、60枚とします。内容は、施設の概要、作業の様子・流れ、地元食材の栽培・収穫の様子、PFI事業の説明等を想定しています。後段について、事業期間内において、必要に応じて3回程度の改訂を想定しています。
226	要求水準書	40	第4	3	(9)			見学者用DVD作成	コスト算出のため時間等概要をお示し願います。	No. 225の回答をご参照ください。
227	要求水準書	40	第4	3	(10)			竣工式支援	市が行う竣工式の費用は、今回の事業費に含まれないとの解釈でよろしいでしょうか。また、竣工式の取扱いはどのようにお考えでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。竣工式の支援・協力として、施設案内・誘導や説明などを考えています。
228	要求水準書	40	第4	4				費用負担	調理リハーサルの食材は事業者が調達するとの理解でよろしいでしょうか。	調理リハーサルの食材調達は市が行います。
229	要求水準書	40	第4	4				費用負担	「開業準備期間中の調理リハーサルに係る食材調達を含め、開業準備業務に係る費用は維持管理・運営に相当する対価として市が負担する。」と記載されていますが、「開業準備業務に相当する対価」としてご負担されるのではないのでしょうか。	「開業準備期間中の調理リハーサルに係る食材調達を含め、開業準備業務に係る費用は維持管理・運営に相当する対価として市が負担する。」とは、開業準備業務に相当する対価として支払うことを意味します。
230	要求水準書	41	第5	1	(1)			基本的な考え方	各学校・園の配膳室等及び調理機器等の維持管理業務は含まないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	要求水準書	43	第5	1	(6)			実施体制	「業務全般を掌握し、職員を指揮監督する維持管理責任者を配置」とありますが、維持管理企業の担当者が給食センター内に常駐する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	迅速な対応が可能な体制がとれていれば、常駐しなくても可とします。



< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
232	要求水準書	43	第5	1	(6)			実施体制	維持管理責任者及び維持管理業務遂行に必要なとなる人員を配置する、とありますが、業務可能であれば常駐しなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	No. 231の回答をご参照ください。
233	要求水準書	43	第5	1	(6)			実施体制	維持管理責任者は、常駐しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	No. 231の回答をご参照ください。
234	要求水準書	43	第5	1	(7)			補修・修繕	補修についての定義をご教授ください。	「傷んだ部分を補いつくろうこと」と考えています。
235	要求水準書	44	第5	1	(8)			施設・設備の不具合、故障等を発見した場合の措置	なお書以降の記載ですが、「軽微なもの」とは具体的にどの程度の不具合を想定しているのでしょうか？	軽微なものとは、給食センターの運営に支障をきたさないものを想定しています。例：壁の傷など。
236	要求水準書	44	第5	1	(9)			消耗品の調達	給食センターとありますので、市が使用する範囲も含めて全てと理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	要求水準書	44	第5	1	(10)			事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	市がお考えの計画的な大規模修繕についてご教授ください。	建築工事は防水改修、シーリング打替え、外壁吹替え、鉄部塗替え等、設備工事は機器の更新等を想定しています。
238	要求水準書	44	第5	1	(10)			事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	機械設備の更新は大規模修繕に該当するとされていますので事業期間内には機器の更新工事は発生しないことが原則と解釈いたします。が、万一空調機等の入れ替えなどが発生した場合、2週間程度の保育園への給食が停止すること若しくは簡易代替食などでの対応も可能と考えてよろしいでしょうか。	原則不可とします。ただし、個別対応については協議となります。
239	要求水準書	44	第5	1	(10)			事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	「事業期間終了時に市の検査により不適合と認められた場合～その他建築設備等が要求水準を満たす機能を有しているか」とありますが、設備機器の場合、耐用年数が過ぎていても充分運転・使用可能な場合があります。性能的に不具合がなければ要求水準を満たしているとしてよろしいでしょうか。	ここでいう「不適合と認められた場合」とは「通常の経年劣化の程度を越えて建物の機能を損なう恐れがあり、又は満たしていないと市が認めた場合」を意味します。従って、ご質問のように耐用年数が過ぎてても性能的に不具合がないと市が認めた場合には、要求水準を満たしていることとなります。
240	要求水準書	44	第5	1	(10)			事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	事業期間終了時に市の検査により不適合と認められた場合の修繕は、事業期間終了後に行われる「計画的な大規模修繕」と同期に行えるのでしょうか。	市の検査により不適合と認められた場合の修繕は、事業期間終了前までに行っていただきます。事業期間終了時の対応については、モニタリング及び業務改善措置要領のp.8をご参照ください。
241	要求水準書	45	第5	2	(2)	3)	①	建築物保守管理記録の作成、保管及び提出	建築物保守管理記録は、すべて電子データ化して・・・とありますが、必要な内容を記録したEXCEL等のデータとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
242	要求水準書	48	第5	5	(2)			業務内容	調理設備保守管理業務の業務内容は、「点検業務」及び「修繕業務」と認識していますが、修繕を行っても機能回復しない場合等の「更新」は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	市は運営期間中に設備の更新は行いません。調理設備保守管理業務の範囲に、更新業務を含みます。該当箇所を修正します。
243	要求水準書	49	第5	7	(1)			業務対象	市職員が専ら使用する施設備品も含むものとすると思いますが、事業者が使用するものではないためリスク管理が困難であり、また事業者の修繕・更新するものではなく異なるものを市側が追加変更できない可能性があるため、事業費の対象外としていただけでしょうか。	業務内容は原案のとおりとしますが、市職員が専ら使用する施設備品について合理的な範囲を逸脱していると判断される修繕・更新業務に係る費用については市が負担します。
244	要求水準書	50	第5	7	(2)	2)		修繕・更新（補充）業務	修繕・更新（補充）業務とありますが、配膳室における牛乳保冷庫等の器具の修繕・更新は配膳室引渡し完了後は事業者の業務外と考えてよろしいでしょうか。	配膳室における牛乳保冷庫等の器具の修繕・更新は本事業の業務範囲外です。なお、上記業務を含め、配膳室等における維持管理業務は、本事業の対象範囲外です。
245	要求水準書	51	第5	8	(2)	6)	②	給食センターの内部	給食センター内部とありますが、給食センター内部とは給食エリア以外の事務エリアとの理解でよろしいでしょうか。	No. 246の回答をご参照ください。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答	
		頁	章	節	項	-	-				
246	要求水準書	51	第5	8	(2)	6)	②	カ	給食センターの内部	床は1日1回以上、天井、壁、窓ガラスは月1回以上清掃する。とありますが、給食センター全体の天井、壁、窓ガラスについて月1回以上の清掃は必要無いと思われますので、天井、壁、窓ガラスは必要に応じて清掃する。に修正お願いいたします。	清掃業務については、要求水準書を修正をします。
247	要求水準	51	第5	8	(2)	6)	②	カ	給食センターの内部	給食センター内部の具体的清掃内容において、天井、壁、窓ガラスは月1回以上清掃することとなっておりますが、天井が高くなっている部分や清掃が困難な箇所は除くという見解でよろしいでしょうか。	No. 246の回答をご参照ください。
248	要求水準書	55	第6	1	(1)	1)			衛生管理基準の遵守	HACCPの概念が多く見受けられますが、資格要件にも明記がないようです。応募企業のHACCPへの判断基準はどのようになっているのでしょうか。	HACCPの考え方に基づいた「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従って、施設や設備の整備等のハード面及び衛生管理調理等ソフト面が構築されているかが基準となります。
249	要求水準書	55	第6	1	(1)	2)			おいしい給食の提供	「市が考えるおいしい給食の提供に努めること。」と記載されていますが、「おいしい」とは抽象的で、主観的な要素を多分に含んでいると考えます。貴市が考えるおいしい給食の定義を教えてくださいませんか。	市が考えるおいしい給食とは、空腹を満たしたり、栄養を採るだけでなく、子供たちのために愛情込めて調理して頂くことにより、感謝の心が育まれたり、地元食材を活用した温かい給食を通して友達と一緒に楽しい会話を楽しみながら、豊かな心を育むことのできるものと考えています。
250	要求水準書	55	第6	1	(2)				給食数	園児給食については、「献立は同じであるが、食材の大きさ、調理方法が異なる」場合があるということですが、このような場合も貴市より指示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	要求水準書	55	第6	1	(2)				給食数	事業者は各学校からの連絡をまとめ、市に報告するとありますが、各学校との調整は事業者では判断できない為、市が行うとの理解でよろしいでしょうか	各施設からの報告を事業者が受け、とりまとめた結果を市に報告していただきます。
252	要求水準書	56	第6	1	(2)				給食数	小学校、中学校、及び保育園の一人あたりの分量（汁物〇Lなど）をご教示ください。	現在は小学校中学年を基本とし、汁物は約170cc程度、煮ものは140cc程度、和え物は70cc程度です。中学校は小学校中学年×1.2、保育園は×0.7で行っています。小学校は1年から6年まで量は段階的に変えてあります。
253	要求水準書	57	第6	1	(4)	3)			緊急休校・休園時	各学校からの連絡を事業者でまとめる、とありますが連絡ツールは特定されているのでしょうか？また、事業者から確認連絡は必要ないということの良いのでしょうか？	前段について、事業者の提案に委ねます。後段について、ご理解のとおりです。
254	要求水準書	57	第6	1	(4)	3)			緊急休校・休園時	給食不要の連絡をまとめる業務は、事業者が行うのでしょうか。その場合、各学校（園）からの連絡には事業者が対応しなければならぬのでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	要求水準書	57	第6	1	(5)				変更の対応が必要な場合	食数変更の連絡に対する対応は事業者が行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
256	要求水準書	57	第6	1	(5)				変更の対応が必要な場合	給食数の変更について、想定されるケース毎に連絡の締め切り日時が定められていますが、その締め切り日時以降に再度の変更連絡が学校からあったとしても、事業者は対応する責任（再度の給食数変更）はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	要求水準書	57	第6	1	(7)				業務実施体制	現在、市が雇用している臨時職員の雇入れは可能ですか。また、現在の人数、賃金、配置状況をお教えてください。	前段について、本人の意向次第と考えております。後段について、現在市が雇用している職員は質問回答別紙2をご参照ください。
258	要求水準書	58	第6	1	(7)				業務実施体制	配送責任者について、「統括責任者」とありますが、「総括責任者」の誤りと理解してよろしいでしょうか。また、「統括責任者以外の責任者との兼任は不可」とありますが、配送責任者と総括責任者は兼任可能と理解してよろしいでしょうか。	前段についてはご指摘のとおりです。該当箇所を「総括責任者」に修正します。後段については、ご理解のとおりです。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
259	要求水準書	58	第6	1	(7)			業務実施体制	総括責任者は、調理責任者も兼任している場合、アレルギー対応責任者も兼任できるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のような兼任は認められません。アレルギー対応責任者と総括責任者の兼任は不可です。
260	要求水準書	58	第6	1	(7)			業務実施体制	配送責任者の資格等は「統括責任者」となっておりますが、「総括責任者」のことでしょうか。	ご指摘のとおりです。該当箇所を「総括責任者」に修正します。
261	要求水準書	58	第6	1	(7)			業務実施体制	食品衛生責任者と配送責任者の兼任は可能でしょうか。	食品衛生責任者と配送責任者の兼任は不可です。
262	要求水準書	58	第6	1	(7)			業務実施体制	大量調理施設における実務経験の期間は、どの程度を想定されていますか。	少なくとも2年以上の実務経験年数を想定しています。
263	要求水準書	61	第6	1	(11)			各種調査・分析	各種の調査の頻度はどれくらいを想定されていますか。	少なくとも年1回程度を想定しています。
264	要求水準書	61	第6	1	(12)			白衣の洗濯	市職員の白衣等の洗濯とありますが、洗濯のみで乾燥や仕上げは行わなくて良い、ということですか？	一般的な意味での「洗濯」を指し、乾燥・仕上げを含みます。
265	要求水準書	61	第6	1	(12)			白衣の洗濯	市職員の白衣等は、運営企業の基準に準拠していただくと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	要求水準書	61	第6	1	(13)			残量調査	計量記録の結果を、その日のうちに市に報告するとありますが、その日のうちに提出することは集計を行う上で難しく翌日としていただけないでしょうか。	翌日報告を可とします。
267	要求水準書	61	第6	1	(15)			実習等対応	年2回各5日間程度行われる栄養士実習及び中学生の職業体験の「支援」とは、どのような業務が想定されるのか具体的に教えてください。	栄養士実習及び中学生の職業体験の際に、調理棟・洗浄棟・配送車で、作業等を体験することが想定されます。そのときに必要な指導・協力、白衣・シューズ等の貸与、使用した白衣等の洗濯、給食の提供等を「支援」と想定しています。
268	要求水準書	61	第6	1	(15)			実習等対応	「職業体験について、市の支援を行う」とありますが、調理師の職業体験は受け入れず、栄養士の職業体験を受け入れるとの認識でよろしいでしょうか。	現状では、栄養士の臨地実習と中学生の職業体験を受け入れています。
269	要求水準書	62	第6	1	(16)			市が行う業務	平日については施設の稼働しない日も給食センターに勤務する、とありますが、事業者は稼働しない平日は勤務義務はないとの判断でよろしいでしょうか。	年末年始については、事業者の勤務義務はありません。
270	要求水準書	62	第6	1	(16)	4)		廃棄物処理業務	廃棄物の引き取りの為に梱包方法等、事業者から請求をすれば開示していただけるのでしょうか。	詳しくは、「田原市のごみの分け方・出し方」をご参照ください。 ( <a href="http://www.city.tahara.aichi.jp/section/kankyuu/pdf/gomi-2008_2.pdf">http://www.city.tahara.aichi.jp/section/kankyuu/pdf/gomi-2008_2.pdf</a> )
271	要求水準書	62	第6	2				献立作成補助業務	新しい食材、メニュー、調理方法についての支援・提案を行う、とありますが、現行の食材に対しても提案ができると判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	要求水準書	62	第6	2				献立作成補助業務	献立作成補助業務は給食提供前から開始するとの判断でよろしいでしょうか。また、その費用はサービス購入料Dに含まれるという理解で宜しいでしょうか。	献立作成補助業務は、給食開始前から行うことはありません。従って、当該費用は発生しません。
273	要求水準書	63	第6	3				食材検収補助業務	前日入荷の食材の種類・数量をご教授下さい。	野菜・果物の納品は基本的に前日とし、傷みやすい食材（いちご等）は当日納品を予定しています。また月曜日使用で傷みやすいもやしやえのきたけ等は当日納品を予定しています。 数量については献立表を参照してください。
274	要求水準書	64	第6	4	(2)	3)	③	食材の適切な温度管理等	年1~2回アルファ化米を使用した炊き込みご飯を予定されていますが、調理は調理釜を使用することを想定されていますでしょうか。調理釜を使用する場合、副食等献立を配慮いただけないという理解でよろしいでしょうか。	アルファ化米の調理は調理釜を使用することを想定しています。後段についてはご理解のとおりです。
275	要求水準書	64	第6	4	(2)	4)	①	炊飯業務	炊飯調理においては蒸らし工程を終えて、配付しますので、配付盛付後を調理後と理解してよろしいでしょうか？	蒸らし工程終了後を調理後とみなします。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
276	要求水準書	64	第6	4	(2)	4)	③	炊飯業務	炊き込みご飯は、アルファ化米を使用して実施する。とありますが、必要な調理設備を検討するため、具体的な調理方法をご教授下さい。	No. 274の回答をご参照ください。
277	要求水準書	64	第6	4	(2)	4)	③	炊飯業務	炊き込みご飯で使用するアルファ化米は、白米の状態か一食ずつの個包装状態なのか、具体的にどのような状態で保存されているのでしょうか。	No. 55の回答をご参照ください。
278	要求水準書	64	第6	4	(2)	4)	③	炊飯業務	炊き込みご飯の具材は炊飯開始より早く準備しなければならないのですが、食材の納品時間や、調理時間は考慮していただけるとの認識でよろしいでしょうか。または、炊き込みご飯に加工されたアルファ米が常備されるのでしょうか。	No. 274の回答をご参照ください。
279	要求水準書	64	第6	4	(2)	4)	⑤	炊飯業務	市で調達するアルファ化米一日分とは具体的にどの位の量をを予定されていますか。	9,000食分です。
280	要求水準書	64	第6	4	(2)	4)	⑥	炊飯業務	炊飯ラインの故障等緊急対応が必要となった場合、アルファ化米を調理釜で調理する。とありますが、調理釜の設置台数を検討するにあたり、緊急対応の際は調理釜を繰り返し使用することは可能でしょうか。	緊急時ですのでやむを得ません。
281	要求水準書	64	第6	4	(2)	5)		アレルギー対応食の提供	一日に複数種類のアレルギー対応食を調理するのでしょうか。現状、市で調理されているアレルギー対応食が重複することがあれば、ご教示願います。	ご理解のとおりです。現状については、No. 21の回答と献立表を参照してください。
282	要求水準書	64	第6	4	(2)	5)		アレルギー対応食の提供	アレルギー対応食は、1日の献立に最大何品を想定されていますでしょうか。また各学校・園で最大何食を想定されていますでしょうか。	現状については、No. 21の回答と献立表を参照してください。
283	要求水準書	64	第6	4	(2)	5)		アレルギー対応食の提供	アレルギー対応食調理室において調理するものは、対象物のみと理解してよろしいでしょうか。（原因食材を含まない料理は、各教室において、通常の給食から配膳するのでしょうか）	ご理解のとおりです。
284	要求水準書	64	第6	4	(2)	5)	③	アレルギー対応食の提供	将来的に代替食を行う可能性があるとするが、その場合には設計金額等の変更をしますか。	そのような事態になった場合に、業務内容、契約金額の変更等に係る協議を市と事業者で行います。
285	要求水準書	64	第6	4	(2)	5)	⑤	アレルギー対応食の提供	「各学校等の指定場所へ配送」とありますが、各学校等の「配膳室内」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
286	要求水準書	64	第6	4	(2)	5)	⑤	アレルギー対応食の提供	自ら準備するアレルギー食対応食用容器に～配送する、とあるが通常配送コンテナに入れて配送してもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
287	要求水準書	65	第6	4	(3)			検食及び保存食等の保存	アレルギー対応食献立の保存食の原材料は、同一食材であっても、通常の給食の材料とは別に保存食を採取する必要がありますか。	不要です。
288	要求水準書	65	第6	4	(3)			検食及び保存食等の保存	アレルギー対応食の検食は、提供するすべてのパターンについて行う必要があるのでしょうか。例えば、最大60食の提供があり、すべてが異なるパターンであった場合は、すべてを検食するということでしょうか。	アレルギー対応食の検食は、不要です。
289	要求水準書	65	第6	4	(3)	1)	③	検食業務	③によると、検食は事業者の業務のように読み取れますが、給食の提供は市が検食を行い最終的に判断するものと理解しております。そうであれば検食の責任は市ではないでしょうか。③と④の内容が逆ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
290	要求水準書	65	第6	4	(3)	2)	②	保存食及び使用水の記録	「使用水1リットルを-20℃以下」とあるので、保存は「冷蔵庫」ではなく「冷凍庫」で行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。冷凍庫に修正します。
291	要求水準書	65	第6	4	(3)	2)	②	保存食及び使用水の記録	使用水の保存は、再検査をしたときのみ保存するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
292	要求水準書	66	第6	5	(1)	2)	④	従業員等の健康管理	10月から3月の期間に行う、ノロウイルスの検査は月2回行う必要がありますか。	月1回とします。
293	要求水準書	66	第6	5	(1)	2)	④	従業員等の健康管理	ノロウイルスの検査について、指定の検査方法がございましたらご教示ください。	全員に行うのは簡易検査で可としますが、その検査で陽性となったものが調理業務に従事するには高感度の検査で陰性を確認することが必要となります。
294	要求水準書	66	第6	5	(1)	2)	④	従業員等の健康管理	10月から3月の期間は、ノロウイルスの検査を行なう。とあるが期間中1回なのか毎月で年6回受ける解釈でしょうか？	No. 292の回答をご参照ください。
295	要求水準書	66	第6	5	(1)	2)	④	従業員等の健康管理	ノロウイルスの検査は、期間内に規定回数の検査を行えばよいのでしょうか。それとも毎月の検査でしょうか。または最低回数以上は事業者提案によるとの考えでよろしいでしょうか。	No. 292の回答をご参照ください。
296	要求水準書	67	第6	6				配送・回収業務	配送校によってはセンターからかなり離れた位置にあるため、配送車を配送終了から回収開始時間までの間、学校（園）で待機させてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、待機時はアイドリングストップとし、車両の通行の妨げとならない場合に限りです。
297	要求水準書	67	第6	6	(1)			配送・回収計画作成	保育園・幼稚園の給食終了時間を教えてください。	保育園では、概ね12:30～13:00頃に保育室から配膳室への回収を行っています。
298	要求水準書	67	第6	6	(2)		③	配送	配送について、食数が少ない施設等ではコンテナを他施設と兼用で食缶・食器のみを取出して納入することは可能と考えて宜しいでしょうか。	No. 196の回答をご参照ください。
299	要求水準書	67	第6	6	(2)		④	配送	「④～各学校等の指定場所へ配送する～」とありますが、指定場所とは配膳室との理解でよろしいでしょうか。	No. 285の回答をご参照ください。
300	要求水準書	67	第6	6	(2)		⑧	配送	受領時間等の記入のうえ、配膳員の確認を受ける。とあるがペーパーで必要でしょうか当グループはシステムによりデータベースとして保有してはいますか？	受領時間等を記録し、照会することができれば、方法は問いません。
301	要求水準書	67	第6	6	(3)			回収	各学校等の給食終了後30分程度経過後は、添付資料22にある後片付け終了時間との理解でよろしいでしょうか。また保育園・幼稚園の後片付け終了時間は何時になるのでしょうか。	前段について、給食終了後30分程度経過後は、後片付け終了時間から30分程度経過後のことです。後段については、No. 297の回答をご参照ください。
302	要求水準書	68	第6	7	(1)	1)		食器、食缶、コンテナ等	4日以上休業する場合は、使用前に洗浄と消毒を行うとありますが、ゴールデンウィークも含まれますか。	夏季、冬季、春季の長期休暇明けは、使用前に洗浄と消毒を実施し、ゴールデンウィーク明け等は消毒保管庫での保管であれば、消毒のみ実施で可とします。
303	要求水準書	68	第6	7	(1)	2)	①	作業台、シンク等	事業者が、作業台・シンク等の清掃について、要求水準より良い洗浄方法を提案すれば、洗浄方法の修正は可能と考えてよいでしょうか。	要求水準書を下記のとおり修正します。「毎日、洗浄剤を含ませたスポンジで表面をこすり洗いし、十分な流水で汚れと洗浄剤をすすいだ後、水気を切って翌日までに乾燥させる。加熱調理後の食品や生食する食品を扱うものは、消毒を行う。」また、より良い提案であれば洗浄方法の修正は可能です。
304	要求水準書	68	第6	7	(2)			残滓の処理等	市町村によっては、ディスポーザーの使用を認めていないところがありますが、使用よろしいでしょうか？また、残滓の計量とは、学校単位、クラス単位どちらでの想定でしょうか？	前段について、「田原市ディスポーザー排水処理システム取扱要綱」（添付資料32）をご参照ください。後段については、計量はクラスごと、おかげごとです。要求水準書p. 63をご参照ください。
305	要求水準書	68	第6	7	(2)	1)	⑤	業務範囲 [市が取り扱う残滓等]	⑤で言う、一般廃棄物には、事業者事務所で発生するものも含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
306	要求水準書	69	第6	7	(2)	2)		残滓の循環活用について	当該残滓は、必ず計量及び記録を行うとありますが、計量や記録は引渡時の重量若しくは残滓の脱水前のどちらで行うのでしょうか。	残量調査結果と関連させるため、脱水前が必要とします。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
307	要求水準	69	第6	7	(2)	2)		残滓の循環活用について	2) 残滓の循環活用について「その活用が確実に担保できることを条件として」とありますが、実現できなかった場合にはサービス購入料の減額等のペナルティがあるものと考えますが、想定されているのでしょうか。貴市のお考えをご教示願います。	事業契約書に定める規定に基づき対応します。ご提案いただいた残滓量については市は回収を行いません。事業者の責任と費用により活用又は処理していただきます。
308	要求水準書	69	第6	7	(2)	3)		廃油処理等	「事業者は、市役所の指定された場所に搬入」とありますが、具体的な場所や搬入頻度についてご教示ください。	市役所の指定された場所は、市役所北庁舎西側1階の車庫です。搬入頻度は、月1回程度です。
309	要求水準書	69	第6	7	(2)	3)		廃油処理等	廃油処理について、事業者は市役所の指定された場所に搬入するとありますが、搬入方法、搬入形式についてご教示ください。	No. 308の回答をご参照ください。
310	要求水準書	69	第6	7	(2)	3)		廃油処理等	「廃油を市役所の指定された場所に搬入する」とありますが、事業者の選定した業者に運搬していただくとの判断でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
311	要求水準書	69	第6	8	(1)			見学者支援業務	市が想定されている回数や人数等がわかれば、ご教授ください。	開業当初は、かなりの見学者が予想されます。学校等での見学は行う予定ですが、具体的な回数や人数等は想定していません。
312	要求水準書	69	第6	8	(2)			試食会対応業務	2010年11月30日の実施方針等に関する質問回答N052によると、試食会対応業務は市の業務であり、事業者は必要に応じて支援とのご回答ですが、ここでは受付・学校との調整が含まれています。これらの業務を事業者が行うことは困難だと思われるかもしれませんが前回の回答通り、市の業務としていただけないでしょうか。	試食会対応業務については、支援業務から現条件に内容を変更しました。実施にあたっては市も協力します。従って、本業務については原案のとおりとします。
313	要求水準書	69	第6	8	(2)			試食会対応業務	試食会の受付を含む試食会対応業務とは、受け入れることができるかどうかの判断を事業者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	受け入れる際に、1日における最大食数を超えていないかの確認を事業者にて行って頂きます。
314	要求水準書	70	第6	9				多彩な給食の提供支援業務	(1) バイク給食業務、(2) セレクト給食において、実施日・実施校・提供食数の調整、調査票の配付・回収及び集計を行うことになっていますが、バイク給食の実施日は、通常献立との関係が深いと思われるため、献立作成や食材調達業務を行わない事業者が行うことには無理があると思われる。市でおこなっていただくことはできないでしょうか。	原案のとおりとします。
315	要求水準書	70	第6	9	(1)			バイク給食業務	実施回数 最大20回/年 とあるが1学校が年20回なのか20校の小学校が年1回なのでしょうか？	20校の小学校がそれぞれ年1回開催することを想定しています。
316	要求水準書	70	第6	9	(1)		②	バイク給食業務	「バイク給食の実施回数等は、「最大20回/年」とありますが、各小学校20回ではなく、「全小学校で20回/年（各学校1回/年）」という理解でよろしいでしょうか。	No. 315の回答をご参照ください。
317	要求水準書	70	第6	9	(1)		③	バイク給食業務	事業者は、学校等と調整のうえとありますが、実施日等は事業者の判断ではできないため、各学校からの連絡をまとめて市に報告するとの理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
318	要求水準書	71	第6	9	(2)			セレクト給食	献立の一部を自分自身で選択する給食形態（2種類の料理から好きな方を選ぶ）とありますが、献立の一部とは何品目を想定されていますか。またセレクト対象献立は主菜、副菜どちらを対象とお考えかをご提示下さい。セレクト給食の実施により食缶類の増加に伴うコンテナ台数の増加は可能でしょうか。	現在のセレクト給食は、主菜のフライを2種類から選んでもらっています。フライを同じバットに入れて配送しているため、コンテナ台数の増加は想定していません。フライ以外のセレクト給食の実施についてもコンテナが増えない内容で実施していきます。
319	要求水準書	71	第6	9	(2)			セレクト給食	「おかず」の名前を覚えるとおるように、「副菜」を2種類から選ぶという理解でよろしいでしょうか。	No. 318の回答をご参照ください。
320	要求水準書	71	第6	9	(2)			セレクト給食	すべての学校等を「一斉」に年2回程度実施するのでしょうか。それとも学校等ごとに実施するのかご教示ください。	すべての学校等を「一斉」に年2回程度実施していただきます。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
321	要求水準書	71	第6	9	(2)			セレクト給食	「すべての学校を対象として、年2回程度の頻度で実施する」とありますがすべての学校で同時に開催するのでしょうか、それとも選択された学校のみ行うのでしょうか。そしてそのために必要な食缶、コンテナは考慮されているのでしょうか。	No. 318及びNo. 320の回答をご参照ください。
322	要求水準書	72	第6	9	(4)			一流シェフ（料理専門家）監修給食の実施業務	献立を検討する際に、料理専門家を同席させとあるが何回/年程度をお考えかご教示ください。	年数回程度を考えています。
323	要求水準書	72	第6	9	(4)			一流シェフ（料理専門家）監修給食の実施業務	料理専門家に対する報酬等の費用負担は、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	事業者負担になります。
324	要求水準書	72	第6	10				各種申請等	食品衛生法第21条による営業許可とは、具体的にどのような許可でしょうか。飲食店営業許可とは異なるのでしょうか。	食品衛生法第52条による営業許可です。本項を修正します。
325	要求水準書 添付資料2	-						水道管理設状況図	該当資料により既設給水引込管の口径50Aは確認できましたが、水圧データを開示願えないでしょうか？出来ましたら温水時期及びその本管最低水圧等をご教示下さい。	詳細なデータ等はありません。なお、現地は赤羽根第一配水池からの自然流下となり、参考に添付資料2として追加資料を示します。
326	要求水準書 添付資料7							年度別児童数、生徒数及びクラス数等の見込み	小学校、中学校の配食数は読めるのですが、幼稚園・保育園の配食数が分かりませんのでご教示ください	幼稚園・保育園の入所は義務ではないため、園児数の推移を予測することは非常に困難です。また、年度途中の増減もあります。概ね4月の時点で1,950～1,990食、年度途中で60～70食の増を予想しています。過去の実績については添付資料16をご参照ください。
327	要求水準書 添付資料7							年度別児童数、生徒数及びクラス数等の見込み	H23～H28年度の間で児童数約300人、生徒数約165人の減少が見込みとなっておりますが、事業期間終了時の児童数、生徒数と学級数の見込みがございましたら公開頂くことは可能でしょうか？	資料はありません。募集要項別紙2に提示した数値をもとにご検討ください。
328	要求水準書 添付資料8							学校等一覧（小中学校、保育園、幼稚園）	私立幼稚園は民間調理業者より調達とありますが、現況敷地内に乗り入れをしている配送車の寸法と、園舎内部に搬入しているコンテナの寸法を教えてください。	「蔵王幼稚園」：民間調理業者が調理した弁当を箱に入れてワゴン車で運搬し、台車に積み替えて搬入しています。「赤石幼稚園」：系列園で調理した給食を軽アルミバンで運搬し、搬入しています。※両園ともコンテナは使用していません。
329	要求水準書 添付資料9	-						食器食缶等仕様一覧表	食缶等・丸14リットル・丸6リットルについて、角型食缶の提案は認めて頂けますでしょうか。	角型の提案も認めます。
330	要求水準書 添付資料9	-						食器食缶等仕様一覧表	ご飯用の容器は含まれているのでしょうか。もしくは、一覧表の容器とは別途に用意する必要があるのでしょうか。ご提示下さい。	ご指摘のとおり、食器食缶等仕様一覧表にはご飯用の容器は含まれていませんが、事業者にて用意してください。なお、添付資料9の該当箇所を修正します。
331	要求水準書 添付資料9	-						食器食缶等仕様一覧表	食缶等について、最適な保管場所を検討するため、食缶それぞれの用途（どの調理済みを入れるのか）をお示し下さい。	丸14リットル丸6リットルは主に汁物、煮物等角9リットル（保温なし）は揚げ物・焼き物・煮物等角9リットル（保温）は和え物、果物・煮物等角5リットルはポイルキャベツ・漬物等
332	要求水準書 添付資料9	-						食器食缶等仕様一覧表	食器類で、椀①・椀②・大皿・小皿とありますが、組み合わせ方は4点同時に配送を行うのでしょうか？	unnecessaryな食器等を配送しないことは構いません。
333	要求水準書 添付資料9							食器食缶等仕様一覧表	食缶等内において ご飯の配用量が不足しているとおもわれますが、いかがでしょうか？	No. 330の回答をご参照ください。
334	要求水準書 添付資料9							食器食缶等仕様一覧表	食缶等内で、丸14リットル（ステンレス保温容器）とありますが、角型でもよろしいでしょうか？（6リットル） また、保育園で14リットルとありますが、相当容量1クラス40人以上のクラスがありますでしょうか？	No. 329の回答をご参照ください。保育園は、40人以上のクラスはありません。
335	要求水準書 添付資料9							食器食缶等仕様一覧表	食器の1日・1人当の最大点数と最小点数をご教授下さい。	最大で4点、最小3点使用を想定しています。

< 要求水準書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	-	-			
336	要求水準書 添付資料9							食器食缶等仕様一覧表	食缶の1日・1クラス当の最大点数と最小点数をご教授下さい。	最大で5点使用、最小で3点使用を想定しています。
337	要求水準書 添付資料9							食器食缶等仕様一覧表	食缶等のリストの中で、ご飯用の食缶はどの種類の容器を想定されてますでしょうか。	No. 330の回答をご参照ください。
338	要求水準書 添付資料14	-						受入状況に係る資料	国道から泉中学校へ入る際の橋について、最大何トンの車両まで通行可能なのか、重量規制についてご教示願います。	該当する資料がないためわかりません。
339	要求水準書 添付資料14							受入状況に係る資料	現在センター式で受け入れを行なっている学校については、原則として現在の受入方法を前提とし、本事業提案により現行の受入・配膳方法に不都合がある場合を除き、本事業での改修はない（添付資料14では、センター式校についても雨の吹込み防止、網戸の設置、柵蓋の取替えなど修繕に関する記述がありますが、これら修繕は本業務に含まない）ものと考えてよろしいでしょうか。	決定した事業者と協議を行います。
340	要求水準書 添付資料14							受入状況に係る資料	単独調理校の給食調理場の寸法がわかる平面・構造がわかる資料（施設台帳程度）をお示しいただけないでしょうか。	選定された事業者に対して開示します。
341	要求水準書 添付資料16							年度別児童数、生徒数、クラス数等の推移（実績）	保育園・幼稚園のクラス数及び各保育園での年代別在籍状況（乳児の受入れ有無など）と可能であれば今後の推移についてもご提示ください。	No. 326の回答をご参照ください。
342	要求水準書 添付資料23							廃油処理量	廃油処理量の廃油の処理の扱いはドラム缶ですか？どのように扱っておられますか？また、新油の入荷はローリー車など、周期・状況を教えていただけますか？	現状、廃油処理及び入荷ともに一斗缶で行っています。
343	—							その他	計画敷地内の高さレベルを判断するため、地形図及び、造成を市が実施される場合は造成実施設計図をご提示願います。	追加公表する要求水準書添付資料28をご参照ください。
344	—							その他	敷地測量図の電子データをご提示下さい。	No. 343の回答をご参照ください。



< 事業契約書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所					項目	質問内容	回答
		頁	章	節	条	項			
1	事業仮契約書(案)	序文					5. 契約保証金	「ただし、事業契約書第61条の規定による場合はこの限りではない。」と記載されていますが、「ただし、事業契約書第61条第2項の規定による場合はこの限りではない。」の誤りと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のことを意図するものです。
2	事業仮契約書(案)	序文					7. 特記事項	市の都合により仮契約を解除した場合も、市が一切の責任を負わないとされる理由についてご教示願います。また、市の都合により仮契約が解除されるのは一方的であり、合理的な説明をしていただくことをお願い致します。	市は責任を負えないため規定するものです。万が一仮契約を解除する場合は、理由を説明した上で仮契約を解除します。
3	事業仮契約書(案)	8	2		13	1	住民対応	「事業者は、・・・事業期間にわたり合理的な範囲で住民対応を実施するものとす。」と記載されていますが、「合理的な範囲」とは、誰が、どのように判断すればよろしいのでしょうか。	市と事業者が、協議の上、募集要項等の規定内容から判断することを想定しています。
4	事業仮契約書(案)	8	2		13	2	住民対応	本事業の実施そのものに反対されている近隣の方はいらっしゃるのでしょうか。	聞いておりません。
5	事業仮契約書(案)	8	2		14	1	財務書類の提出等	「市が指定した日まで」とは、例えば各事業年度の最終日を基準日として、その30日前までとするなど、合理的な期間を指定いただけたとの理解でよろしいでしょうか。また、「予算の概要」とは、本件入札に際して応募者が貴市に提出した事業収支計算書(様式7-16)及びキャッシュフロー計算書(7-17)を更新したもの又はこれに準じるものとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、ご理解のとおりです。提出期日、様式のほか具体的な手続きについては、市と事業者が協議して定めることを想定しています。
6	事業仮契約書(案)	8	3		15		事前調査等	設計・建設業務等を実施するに当たり、事業者による事前調査が定められておりますが、同調査により判明しなかった瑕疵(同条記載の地質障害等)が、同調査後(例えば工事施工中に)において判明した場合でも、本条2項により対応すると考えてよろしいでしょうか。	事業者の実施した調査に不備、瑕疵があった場合は本条第2項を適用しません。
7	事業仮契約書(案)	10	3		18	2	設計の変更	設計変更により生ずる損害及び費用の負担について、事業者の責めに帰すべき事由による場合は、一切の損害及び費用は事業者が負担する(第1号)、市の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な範囲で市が負担する(第2号)、と記載されていますが、市の責めに帰すべき事由による場合は、市の負担とする、と変更して頂けますでしょうか。(「合理的な範囲で」の削除)	本事業は、本件施設の一連の業務を一体的に事業者が発注するものであり、市は、各業務内容及びその実施の多くを事業者の裁量に委ねています。このため、設計変更が市の責めに帰すべき事由による場合でも、市で負担する範囲は合理的な範囲に限定することが妥当と判断し規定しており、原案のとおりとします。
8	事業仮契約書(案)	10	3		18	2 (2)	設計の変更	市の責めに帰すべき事由による設計変更の場合には、設計変更に伴い生ずる「損害や費用の分担」について、契約文言上契約当事者間での協議は明記されておきませんが、事業者と貴市とでの事前協議等は想定されていますでしょうか?	第1項において設計の変更を求めるに当たって、理由を付す、協議する等のことを想定しています。
9	事業仮契約書(案)	10	3		18	5	設計の変更	事業者の責めに帰さない事由による設計の変更により、設計・建設業務に係る費用、開業準備業務に係る費用又は維持管理・運営業務に係る費用が「増加」した場合は、それぞれ設計・建設に係る対価、開業準備に係る対価及び維持管理・運営に係る対価の改定(増額)について協議できるように、ご変更をお願いいたします。費用が「減少」した場合のみ規定されております。	第2項に規定する当該変更に伴い生ずる費用には、ご質問の対価の改定を含みます。
10	事業仮契約書(案)	11	4	1	20	2	工事工程表等	各工事現場に記録を整備することになっていますが、各学校の配膳室等改修現場にも必要でしょうか。工事事務所に設置すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	各配膳室の工期中、当該配膳室の工事記録を整備してください。
11	事業仮契約書(案)	11	4	1	20	2	工事工程表等	「事業者は、本件各工事の工期中、各工事現場に常に工事記録を整備し、・・・」と記載されていますが、「工事記録」とは具体的に何を指すのでしょうか。	参考資料として、本事業に直接適用のある要領ではありませんが、市の「田原市工事監督要領」(下記URL)の該当箇所をご参照ください。 <a href="http://www.city.tahara.aichi.jp/city/n-yusatsu/pdf/youkou/301.pdf">http://www.city.tahara.aichi.jp/city/n-yusatsu/pdf/youkou/301.pdf</a>

< 事業契約書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所					項目	質問内容	回答
		頁	章	節	条	項			
12	事業仮契約書 (案)	12	4	1	21	3	事業者による工事監理者の設置	工事監理報告書（当月分）について、当月末日分を含めて当月末日中に提出することは事実上、困難であることから、維持管理・運営業務に係る四半期報告書に合わせて、当月終了後10日以内に貴市に提出することに修正することは可能でしょうか。	ご指摘を踏まえ修正します。
13	事業仮契約書 (案)	12	4	1	22	2	工事現場の安全管理	例えば、事業提案書の提出以降に環境関連法が成立し、想定していた建設機械器具等が環境基準に適合しないとして追加費用が発生した場合など、法令変更に伴って追加費用が発生した場合は合理的な範囲内で貴市に負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、追加費用が発生しないよう、建設機械器具等の選定等において柔軟に対応してください。
14	事業仮契約書 (案)	13	4	1	26	2	食器食缶等及び施設備品等の調達等	第4文について、原文では軽微なものまで含まれてしまうことから、「～内容との間に『重大な』矛盾若しくは齟齬が～」と3字挿入いただけませんかでしょうか。	矛盾若しくは齟齬がある状況は、備品の軽重にかかわらず、要求水準未達などの重篤な事象であると認識しておりますので、原案のとおりとします。
15	事業仮契約書 (案)	13	4	1	26	3	食器食缶等及び施設備品等の調達等	第1文について、事業者は検討結果を踏まえた貴市の通知に従う必要があることから、合理的な範囲とすべく「～前であれば、『合理的かつ』什器備品等の～」と5字挿入いただけませんかでしょうか。	ご指摘のことを意図するものであり、原案のとおりとします。
16	事業仮契約書 (案)	14	4	2	28	1	中間確認	「出来高」には、設計業務に係る費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか（第63条第4項(1)及び(4)も同様です。）。	本項は建設工事の出来高を確認することを目的として規定するものであり、本項に規定する出来高には、設計業務に係る出来高は含まれません。第63条第4項については、設計業務に係る出来高を含みます。
17	事業仮契約書 (案)	15	4	3	29	4	(2) 工期又は工程の変更等	市の責めに帰すべき事由による工期又は工程の変更の場合には、変更に伴い生ずる「損害や費用」について、契約文言上契約当事者間での協議は明記されておきませんが、事業者と貴市との事前協議等は想定されていますでしょうか？	ご理解のとおりです。
18	事業仮契約書 (案)	15	4	3	29	4	工期又は工程の変更	事業者による建築確認申請手続きは遅滞なく行われたが、事業者の責めに帰さない事由により、建築主事等の確認および確認済証の交付が当初予定していた期間を著しく超え工期を変更する必要が生じた場合は、29条4項各号のうち、いずれの扱いになりますでしょうか。	明らかに第1号から第3号に該当しない場合は、不可抗力（第三者の行為）として第4号を適用することが想定されますが、「建築確認申請手続きは遅滞なく行われた」と判断されるかなど、諸条件、他の要件との因果関係によって、他号を適用することも考えられます。
19	事業仮契約書 (案)	15	4	3	29	4	工期又は工程の変更	工程又は工期変更により生ずる損害及び費用の負担について、事業者の責めに帰すべき事由による場合は、損害及び費用は事業者が負担する（第1号）、市の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な範囲で市が負担する（第2号）、と記載されていますが、市の責めに帰すべき事由による場合は、市の負担とする、と変更して頂けませんか。（「合理的な範囲で」の削除）	No. 7の回答をご参照ください。
20	事業仮契約書 (案)	16	4	3	30		工事完工の遅延による費用等の負担	工事完工の遅延により生ずる損害及び費用の負担について、事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者が負担する（第1号）、市の責めに帰すべき事由による場合は、事業者において生ずる合理的な損害及び費用は、市の負担とする（第2号）、と記載されていますが、市の責めに帰すべき事由による場合は、市が負担する、と変更して頂けませんか。（「合理的な」の削除）	No. 7の回答をご参照ください。
21	事業仮契約書 (案)	16	4	3	30		工事完工の遅延による費用等の負担	(2)の「合理的な損害及び費用」には、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか（本条(3)及び(4)も同様です。）。	ご理解のとおりです。

< 事業契約書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所					項目	質問内容	回答
		頁	章	節	条	項 号			
22	事業仮契約書 (案)	15	4	3	30	(1)	工事完工の遅延による費用等の負担	遅延損害金支払請求権とサービス購入料A、B、Cの支払債務を対等額で相殺するとありますが、相殺の順序はA、B、Cの順で相殺されるとの理解で宜しいでしょうか。	工事完工日遅延の事由に応じて相殺するものとします。給食センターの設計・建設業務に起因する遅延損害金については、当該業務の対価であるサービス購入料A、サービス購入料Bの順に相殺します。なお、損害金がサービス購入料AとBの合計額を上回る場合は、サービス購入料Cから相殺します。 また、配膳室等整備等業務に起因する遅延損害金については、当該業務の対価であるサービス購入料Cから相殺します。なお、損害金がサービス購入料Cを上回る場合は、サービス購入料A、サービス購入料Bの順に相殺します。 あわせて事業仮契約書（案）を修正します。
23	事業仮契約書 (案)	17	4	3	31	4	工事の中断	工事中断により生ずる損害及び費用の負担について、事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者が自ら負担する(第1号)、市の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な損害及び費用を市が負担する(第2号)、と記載されていますが、市の責めに帰すべき事由による場合は、事業者において生ずる損害及び費用は市が負担とする、と変更して頂けますでしょうか。(「合理的な」の削除)	No.7の回答をご参照ください。
24	事業仮契約書 (案)	17	4	3	31	4	工事の中断	(2)について、「～ものとし、市『と』事業者との～」の一字を挿入いただけますでしょうか。 また、「合理的な損害及び費用」には、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか(本項(3)及び(4)も同様です。)	前段について、ご指摘のとおり修正します。 後段について、ご理解のとおりです。
25	事業仮契約書 (案)	17	4	3	32	1	本件工事において第三者に及ぼした損害	事業者が、通常避けることのできない(施工について善良な管理者としての注意を払っても避けることのできない)騒音、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、臭気等の事由により第三者に損害を与えた場合でも、事業者がそのすべての責任を負担する規定になっております。この場合、工事的目的による利益を享受する市においても一定の負担を頂くことが適当と配慮しますので、修正をお願いいたします。	ご質問の事象によるリスク分担を想定した上で、予定価格及びサービス購入料を決定しており、原案のとおりとします。
26	事業仮契約書 (案)	18	4	4	34	3	市による本件施設の完工確認	事業者がかかる協議、相違の有無の検討等に要した費用は、相違の有無にかかわらず事業者の負担とすることになっております。相違がないことが判明した場合は事業者には責任はなく、協議・検討にあたり支出した実費等の費用(例えば破壊検査にかかる費用)は、市の負担として頂きますよう、お願いいたします。	協議に基づき相違がないと判断した場合でも、当初は、完工確認の結果、相違があると判断をせざるを得ず、相違があると判断したものであり、ご指摘の費用は事業者の負担とすることが妥当であると考えます。
27	事業仮契約書 (案)	19	4	4	35	2	市による完工確認書の発行	配膳室等は、各改修箇所毎に工事関係書類等を全ての内容を網羅して作成することになるのでしょうか。各所で改修内容も異なるため、作成提出する範囲(項目)については市と協議し決定することとしていただけますでしょうか。	ご質問のとおり、市と事業者が協議し決定することを想定しています。
28	事業仮契約書 (案)	19	4	4	35	4	市による完工確認書の発行	「市は、・・・何らの責任を負うものではない。」と記載されていますが、完工確認書の意味、位置付けを考慮し、当条項を削除して頂けますでしょうか。	完工確認書の確認とは、第1条第10号に規定する確認と一致するものであり、原案のとおりとします。
29	事業仮契約書 (案)	19	4	4	36	1	本件施設の引渡し	給食センターの引渡しにあたり、貴市から事業者に対して引渡受領書等の、事業者から貴市に給食センターが引き渡された事実を確認できる書面(または事業者が作成した引渡書への市長名による受領印など)が発行されるとの理解でよろしいでしょうか。当該書面は、事業者が資金調達をするうえで、極めて重要な書面となります。	ご理解のとおりです。
30	事業仮契約書 (案)	19	4	4	36	2	本件施設の引渡し	配膳室等の引渡しにあたり、貴市から事業者に対して引渡受領書等の、事業者から貴市に配膳室等が引き渡された事実を確認できる書面(または事業者が作成した引渡書への市長名による受領印など)が発行されるとの理解でよろしいでしょうか。当該書面は、事業者が資金調達をするうえで、極めて重要な書面となります。	ご理解のとおりです。

< 事業契約書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所					項目	質問内容	回答
		頁	章	節	条	項			
31	事業仮契約書 (案)	20	4	4	37	2	本件施設の瑕疵担保責任	事業者がかかる協議、瑕疵の有無の検討等に要した費用は、瑕疵の有無にかかわらず事業者の負担とすることになっております。瑕疵がないものと判断された場合は事業者には責任はなく、協議・検討にあたり支出した実費等の費用（例えば破壊検査にかかる費用）は、市の負担として頂きますよう、ご変更をお願いいたします。	No. 26の回答をご参照ください。
32	事業仮契約書 (案)	20	5		38	1	開業準備業務	開業準備業務は、「～維持管理・運営開始予定日『の前日』まで～」という理解でよろしいでしょうか。当該理解でよろしいければ3字挿入いただければと思います。	ご指摘のとおり修正します。
33	事業仮契約書 (案)	21	5		40	2	維持管理・運営業務仕様書等の提出	年間業務計画書は、当該事業年度開始前に市に提出し、確認を受けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	事業仮契約書 (案)	23	5		44	(1)	給食センターの運営開始の遅延による費用等の負担	本条に規定される遅延損害金の相殺については、サービス購入料Dとの相殺に限定していただきますようお願い致します。	開業準備業務に起因する遅延損害金は、サービス購入料Dから相殺します。なお、損害金がサービス購入料Dを上回る場合は、サービス購入料A、サービス購入料Bの順に相殺します。
35	事業仮契約書 (案)	23	5		44	(1)	給食センターの運営開始遅延による費用等の負担	市は、遅延損害金支払請求権とサービス購入料A、B、C、Dの総額を対等額で相殺するとありますが、各サービス購入料において相殺される額は、各サービス購入料の金額シェアに応じ按分されると理解して宜しいでしょうか。	No. 22及びNo. 34の回答をご参照ください。
36	事業仮契約書 (案)	24	5		44	(2)	給食センターの運営開始の遅延による費用等の負担	(2)の「合理的な損害及び費用」には、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか（本条(3)及び(4)も同様です。）。	ご理解のとおりです。
37	事業仮契約書 (案)	23～24	5		44		給食センターの運営開始の遅延による費用等の負担	給食センターの維持管理・運営開始の遅延により生ずる損害及び費用の負担について、事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者が負担する(第1号)、市の責めに帰すべき事由による場合は、事業者において生ずる合理的な損害及び費用を市が負担とする(第2号)、と記載されていますが、市の責めに帰すべき事由による場合は、事業者において生ずる損害及び費用を市が負担する、と変更して頂けますでしょうか。（「合理的な」の削除）	No. 7の回答をご参照ください。
38	事業仮契約書 (案)	24	6	1	45	4	給食センターの維持管理・運営業務	「前項の変更が市の責めに帰すべき事由による場合で、・・・市が当該追加費用を合理的な範囲で負担するものとする。」と記載されていますが、「合理的な範囲で」を削除して頂けますでしょうか。	No. 7の回答をご参照ください。
39	事業仮契約書 (案)	24	6	1	45	4	給食センターの維持管理・運営業務	「追加的な費用」には、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか（本条第4項及び第5項も同様です。）。	ご理解のとおりです。
40	事業仮契約書 (案)	26	6	2	50	1	非常時又は緊急時の措置	市が想定される「防災訓練等」の開催頻度及び規模をご示願いたします。	年1回全職員を対象に実施しています。要求水準書p. 63をご参照ください。
41	事業仮契約書 (案)	26	6	2	50	3	非常時又は緊急時の措置	非常時や緊急時等の措置として、必要な措置（周辺環境への調査を含む）を講じるとなっておりますが、周辺環境への調査とは具体的にどのようなものを想定されていますか？	例えば、周辺環境に対して、給食センターに起因する騒音、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、臭気等の有無を調査することなどです。
42	事業仮契約書 (案)	27	6	2	51	4	異物混入、食中毒等の対応	食中毒が発生した場合、原則として事業者が損害賠償義務を負担することとなり、その除外規定として直接搬入品による場合及び児童生徒等の配膳による場合が定められております。しかし、それ以外にも、例えば貴市が作成した献立に基づき提供した給食によって児童生徒等にアレルギー事故が発生した場合（事業者による献立作成補助業務部分を除く。）など、除外規定にあらずとも事業者が損害賠償義務を負担すべきとは限らない事態があることから、「～配膳による食中毒等『の、市が負担すべき合理的な理由がある場合』は、～」と20字挿入いただければと思います。	ご質問の献立作成における事業者の役割及び要求水準など、市と事業者との事業範囲に鑑み、保険の付保を含めて本項に規定する内容によりリスク及び費用を負担することが妥当であると判断した上で規定するものであり、原案のとおりとします。

< 事業契約書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所					項目	質問内容	回答
		頁	章	節	条	項			
43	事業仮契約書 (案)	27	6	2	51	4	異物混入、食中毒等の対応	帰責事由が事業者以外にある場合の第三者の損害について事業者が補償することは、事業者にとって過度な負担となります。ご再考頂けませんかでしょうか。	No. 42の回答をご参照ください。
44	事業仮契約書 (案)	28	6	2	52	1	維持管理・運営業務において発生した損害	通常避けることのできない損害は、事業者の対処外として下さいませようお願いします。	No. 25の回答をご参照ください。
45	事業仮契約書 (案)	29	6	3	54	2	市によるモニタリング	「・・・・・・事業者が市によるモニタリングに協力するために必要となる費用は、事業者の負担とする。」と記載されていますが、「合理的な範囲で」事業者の負担とする、と変更して頂けませんかでしょうか。	本項第一文の「最大限」との規定を含めてご指摘のことを意図するものであり、原案のとおりとします。
46	事業仮契約書 (案)	30	7		59	3	サービス購入料の請求の手續	サービス購入料Bは割賦支払分であるため、対象期間の経過後すぐにお支払い頂くことをご再考ください。	ご指摘を踏まえ、サービス購入料B、Cとサービス購入料E、Fの請求を分けることとし、本項を修正します。
47	事業仮契約書 (案)	30	7		59	3	サービス購入料の請求手續	サービス購入料B、Cは、サービス購入料の請求を行う時点では既に市より完工確認書を受領しており、四半期報告書に基づくことなく、対価を請求できるものと思われまので、修正をお願い致します。	No. 46の回答をご参照ください。
48	事業仮契約書 (案)	31	8		61		契約保証	募集要項22頁6(5)では、「田原市財務規則第127条に規定された場合にあつては、契約保証金の全部又は一部を納めないことができるものとする。」と記載がありますが、事業仮契約書(案)第61条には、その条文が記載されていません。どちらが正でしょうか。	募集要項が正であり、本項を修正します。
49	事業仮契約書 (案)	31	8		61		契約保証	募集要項(5)においては、「田原市財務規則第127条に規定された場合にあつては、契約保証金の全部または一部を納めないことができるものとする。」となっておりますが、事業仮契約書第61条についても田原市財務規則第127条の規定による契約保証金の免除が適用できるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 48の回答をご参照ください。
50	事業契約書	31	8		61		契約保証	契約保証金の納付については、募集要項P22に記載されているとおり、田原市財務規則第127条に規定された場合にあつては、契約保証金を納める必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 48の回答をご参照ください。
51	事業仮契約書 (案)	31	8		61	1	契約保証	「設計・建築に係る全ての費用」は消費税込みの費用でしょうか。	消費税及び地方消費税を含みます。
52	事業仮契約書 (案)	31	8		61	1	契約保証	募集要項6(5)契約保証金の納付等の記載事項と相違があり、募集要項が正と思われるので、修正をお願いします。	No. 48の回答をご参照ください。
53	事業仮契約書 (案)	31	8		61	1	契約保証	「サービス購入料A、B及びCのうち、設計・建設に係る全ての費用の100分の10以上」と記載されていますが、募集要項22頁6(5)では、サービス購入料A、B及びCのうち、設計・建設に係る全ての費用(その他費用、割賦手数料除く)の100分の10以上、と記載されています。どちらが正でしょうか。	本項と募集要項の設計・建設に係る全ての費用は同一であり、本項を修正します。
54	事業仮契約書 (案)	31	8		61	2	契約保証	本項に定める契約保証金納付の代替方法のひとつとして、「募集要項」第6項(5)に合わせて、「田原市財務規則」第127条を準用する旨の修正をお願いできませんでしょうか。	No. 48の回答をご参照ください。
55	事業仮契約書 (案)	31	8		61	4	契約保証	募集要項22頁6(5)では、「開業準備業務及び維持管理・運営業務の期間中においては、事業者の契約保証は必要ないものとする。」と記載がありますが、事業仮契約書(案)第61条第4項では、開業準備業務が含まれていません。どちらが正でしょうか。	募集要項が正であり、本項を修正します。
56	事業仮契約書 (案)	32	9	2	63	3	工事完工日前の契約の解除	「相当な対価」には設計費も含まれることを確認させて下さい。	引渡しを受ける設計図書等の内容に応じて、設計費を含みます。

< 事業契約書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所					項目	質問内容	回答
		頁	章	節	条	項			
57	事業仮契約書 (案)	32	9	2	63	4	工事完工日前の契約の解除	事業契約解除時に買取される出来高に相当する代金の中に設計費も含まれることを確認させて下さい。	設計費を含みます。
58	事業仮契約書 (案)	33	9	2	64	1 (7)	工事完工日後の契約解除	契約の解除の該当事項としまして、別紙15「談合その他の不正行為に係る特約条項」第1条第1項に記載される事項のいずれかに該当するとき、とありますが、適用されますのは事業者（特別目的会社）であって構成員及び協力会社は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	別紙15第1条のとおり、事業者には事業者の出資者（構成員）を含みます。
59	事業仮契約書 (案)	33	9	2	64	2	工事完工日後の契約の解除	「残存価格（消費税及び地方消費税を含む合計額）」とは、別紙12の「残額」部分に消費税等を加算した金額を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	事業仮契約書 (案)	33	9	2	64	2	工事完工日後の契約の解除	契約解除のペナルティとして、「サービス購入料B及びCの償還表の残存価格（消費税及び地方消費税を含む合計額）の10分の1に相当する違約金」は、一般的な案件と比較しても事業者の負担が過大であると考えます。そこで、「事業契約が解除された日」が属する事業年度のサービス購入料B及びC（消費税及び地方消費税を含む合計額）の10分の1に相当する違約金」としていただけますでしょうか。	契約解除までのサービス提供量と違約金の基礎となる残存価格の推移との関係から、本項の規定内容が妥当と考えており、原案のとおりとします。
61	事業仮契約書 (案)	33	9	2	64	3	工事完工日後の契約の解除	本条項を含め、本章全体として事業契約の解除に伴って貴市が未払いの設計・建設業務に係る対価及び維持管理・運営業務に係る対価を分割して支払う場合、最長でも当初スケジュールの範囲内との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	事業仮契約書 (案)	34	9	3	65	2 3 4	市の債務不履行等による契約の解除	解除が市の帰責事由によるものであれば、ブレイクファンディングコストや合理的な費用はお支払頂けることを確認させて下さい。	金融費用についても合理的な範囲で支払いの対象となります。
63	事業仮契約書 (案)	34	9	3	65	4	市の債務不履行等による契約の解除	「～第64条第3項及び第6項の規定を準用する。」とありますが、一括で支払われる場合、金利スワップに係るブレイクファンディングコスト等の金融費用も市が負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 62の回答をご参照ください。
64	事業仮契約書 (案)	34	9	3	65	4	市の債務不履行等による契約の解除	貴市が事業契約に基づいて履行すべき支払を一括して支払わなかった場合、事業者の会社維持に要する費用と併せて、合理的な範囲の金融費用及び分割払いに伴い発生する利息相当額もお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか（第70条第3項も同様です。）。	ご理解のとおりです。
65	事業仮契約書 (案)	35	9	5	67	4	維持管理・運営業務終了に際しての措置	「当該機材等」は「当該器材等」のことでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
66	事業仮契約書 (案)	35	9	5	67	5	維持管理・運営業務終了に際しての措置	「当該機材等」は「当該器材等」のことでしょうか。	No. 65の回答をご参照ください。
67	事業仮契約書 (案)	36	10		69	2	協議及び追加費用の負担	法令変更により追加費用が発生した場合は、別紙13「法令等変更の場合の費用分担規定」に従って協議することになると思いますが、2項で協議により合意が成立しない場合事業者は市の対応方法に従って事業の継続することとなり、その追加費用の負担は別紙13「法令等変更の場合の費用分担規定」による、となっております。協議により合意できない場合に別紙13の適用は問題が多いと思いますので検討をお願いします。	第1項の協議は、別紙13の負担割合にとらわれず協議することも想定しています。その上で、合意が成立しない場合には、第2項のとおり、別紙13の負担割合を適用することを規定するものであり、原案のとおりとします。
68	事業仮契約書 (案)	37	11		72	1	不可抗力への対応	不可抗力発生の場合、本件工事の施工中においてもマニュアルに従った対応を行うことになっております。しかしながら、第39条の規定によりまずマニュアルは給食センターの維持管理・運営開始前に作成し、同維持管理等開始後の対応を目的としたものと思われま。本件工事の施工中の対応を規定したマニュアルの有無についてご確認をお願いいたします。	本項のマニュアルは設計・建設業務を対象としていません。なお、事業者において設計・建設業務、施工中のマニュアルの作成を妨げるものではありません。

< 事業契約書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所					項目	質問内容	回答
		頁	章	節	条	項			
69	事業仮契約書 (案)	38	11		73	2	協議及び追加費用の負担	不可抗力が生じた日から合意の成立までの猶予期間について14日以内と記載されていますが、他案件同様、1ヶ月程度として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
70	事業仮契約書 (案)	38	11		73	3	協議及び追加費用の負担	警備等に問題なく第三者により施設、備品に損傷を受け費用が発生した場合、担当者特定できないが弁済不可の場合の費用負担について本条項が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	予見可能であったか否かなど「警備等に問題なく」の状況によりますが、ご質問の内容が第1条第52号に該当する場合、ご理解のとおりです。
71	事業仮契約書 (案)	38	12		76	1	保険	別紙14に定められた種類及び内容の保険であれば、保険契約者は事業者ではなく構成員又は協力会社としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、保険金の支払いが行われる事態が生じた場合に、当該保険金が本事業に充当されるよう、適切に付保してください。
72	事業仮契約書 (案)	40	12		80		融資機関との協議	「融資機関によるモニタリング」とは、例えば融資機関が債権保全上、懸念があると判断した場合に貴市に通知することなどを想定しているとの理解でよろしいでしょうか。融資機関が融資契約に基づいて事業者から入手する情報と、貴市が事業契約に基づいて事業者から入手する情報は同一のものであることから、融資機関が定期的に、または随時報告する義務を一方的に負担することは過度の負担であり、受入困難です。なお、直接協定において、貴市及び融資機関の間で、事業継続に懸念があると貴市が判断した場合や債権保全上、懸念があると融資機関が判断した場合などに、相互に通知することを規定する想定であることを申し添えます（「モニタリング及び業務改善措置要領（案）第2項(7)も同様です。）。	前段について、概ねご理解のとおりです。なお、市と融資機関とが入手する情報が同一である場合でも、融資機関による融資契約に基づく債権保全の観点上のモニタリング機能を重要視しているため、直接協定に基づき、本事業が「安定的・継続的に事業運営されるよう、市と融資機関が協力の上、モニタリングを実施したいと考えます。後段については、ご理解のとおり、相互に通知することを想定しています。
73	事業仮契約書 (案) 別紙6	別紙6-1	1	(1)	①		建築意匠設計図	計画敷地において日影規制がかからない場合でも、提出図面の「日影図」は必要ですか。	既存の建物への影響等を確認することを目的としており、作成、提出してください。
74	事業仮契約書 (案) 別紙9	別紙9					瑕疵担保	「3 食器食缶等」と「4 食器食缶等」とは、ダブリと考えてよろしいでしょうか。	「4」は施設備品等の誤りであり、本項を修正します。
75	事業仮契約書 (案) 別紙11	別紙11-2 別紙11-3	1	(2)	3)		サービス購入料日 (割賦払い)	消費税率が変更となった場合の取扱をお示し下さい。	募集要項No. 80の回答をご参照ください。
76	事業仮契約書 (案) 別紙11	別紙11-3	1	(2)	3)	(ア)	サービス購入料日の 算定方法算定方法	別紙11第1項(2)3)(7)の第2文について、同(3)2)(7)の最終文と平仄を合わせて、「～する。『ただし、第1回支払日は』平成26年～」と11字挿入いただければと思います。	ご指摘のとおり修正します。
77	事業仮契約書 (案) 別紙11	別紙11-3	1	(2)	3)	(ア)	サービス購入料日の 算定方法	基準金利の設定は施設の引渡日（平成26年1月末）の2営業日前とありますが、利息の計算期間も同日より開始して宜しいでしょうか。その場合、初回の支払は1月末から6月までの約5ヶ月間が利息対象期間となるのでしょうか。	募集要項No. 48及びNo. 55の回答をご参照ください。
78	事業仮契約書 (案) 別紙11	別紙11-3	1	(2)	3)	(ア)	サービス購入料日の 算定方法	割賦元金に消費税及び地方消費税を加算した額と、60回で元利均等計算した元金の消費税及び地方消費税の合計額の不一致を、1回目の支払額で調整すると、発生した消費税の不一致部分は、税務・会計上、消費税として処理することができず、元金として認識しなくてはならないため、以降の処理に調整が必要となってしまいます。合計額の不一致については、最終回もしくは、最終回から1円ずつ調整することとしていただけないでしょうか？	募集要項No. 50の回答をご参照ください。
79	事業仮契約書 (案) 別紙11	別紙11-3	1	(3)	1)		配膳室等整備等業務 に係る対価	別紙11第1項(3)1)の最終文について、事業契約締結時点で配膳室等引渡予定日が定められますが、それ以降となる理由として挙げられている「事業契約締結後の具体的な検討」とは、どのようなものを想定しているのでしょうか。事業契約締結後に当該引渡予定日が変動すると、事業者の資金調達に重大な悪影響を与えることから、ご教示いただければと思います。	事業契約締結後具体的に各施設での実施内容について調整を行った結果、どうしても期間内に改修が実施できない事由が判明した場合等を想定しています。

< 事業契約書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	条	項	号			
80	事業仮契約書 (案) 別紙11	別紙 11-5	1	(5)				維持管理・運営業務に係る対価(サービス購入料E・F)	光熱水費の支払については事業者負担となっていますが、例えば、提案書提出時に存在していた電力割引料金を基本に15年間の電気料金を算出して入札した場合、その後の社会状況等の変化により、提案時に想定していた電力割引料金がなくなった場合、このリスクは事業者リスクと考えればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	事業仮契約書 (案) 別紙11	別紙 11-5	1	(5)	1)			維持管理・運営業務に係る対価(サービス購入料E・F)	水光熱費は実費で頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
82	事業仮契約書 (案) 別紙11	別紙 11-5	1	(5)	1)			維持管理・運営業務に係る対価(サービス購入料E・F)	その他費用の中の「一般管理費」の中にSPCの運営経費も含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	事業仮契約書 (案) 別紙11	別紙 11-7	1	(5)	4)	(工)		提供食数の決定方法	学校側からの連絡の不備による提供食数の増減はどのような扱いになるのか御教示ください。	明らかに各学校等に不備があった場合は、市が責任を負担します。なお、事業者においては、各学校等から確実に連絡が受けられる連絡方法等の体制を整備してください。
84	事業仮契約書 (案) 別紙11	別紙 11-7	1	(5)	4)	(工)	④	提供食数の決定方法	「大幅に下回る場合」とありますが、どれぐらいを想定されていますでしょうか。また、大幅に増減した場合でも、③より±200食以上は保証して下さるという理解で宜しいでしょうか。	募集要項別紙2に示す想定提供給食数を大幅に下回るとは、記載のとおり保育園のみに給食を提供する場合(小中学校なし)、学校行事により給食を提供しない場合、卒業後に給食を提供する場合等があります。
85	事業仮契約書 (案) 別紙13	別紙13						法令等変更の場合の費用分担規定	表の内容のうち、法令等変更が、上記記載の法令以外の法令等変更の場合につきまして、市負担割合0%、事業者負担割合100%となっていますが、本事業には間接的な法令の改正でも重大な影響を及ぼすことが考えられます。市及び事業者の負担割合について協議することができる、と修正お願いします。	別紙13のただし書きのとおり、ご質問の法令変更も協議の対象となると考えており、原案のとおりとします。
86	事業仮契約書 (案) 別紙13	別紙13						法令等変更の場合の費用分担規定	建築基準法、消防法等、設計・工事の内容(費用)に影響を与える法令等の変更については、本事業に直接関係する法令等の変更として考えてよろしいでしょうか。	別紙13のなお書きに該当する場合については、ご理解のとおりです。
87	事業仮契約書 (案) 別紙14	別紙14						事業者が付保する保険	付保する各保険の内容の詳細については、事業者の提案による、と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりであり、募集要項等を踏まえ、必要な保険、対象範囲、かかる保険金額をご提案ください。
88	事業仮契約書 (案) 別紙15	別紙 15-1			1		(3) (4)	談合その他の不正行為に係る市の解除権	第1条(3)及び(4)にて「事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が・・・」とありますが、ここでの事業者は新たに設立した特別目的会社との理解でよろしいでしょうか。	No.58の回答をご参照ください。



< 基本協定書に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	基本協定書	-	-	-	-	基本協定書	基本協定書は、一般的に市と優先交渉権者（応募者グループ）が締結すると理解しておりますが、市が基本協定の締結相手を構成員とされる理由について、ご教示願います。	協力が含まれないことについての質問であると認識しますが、特別目的会社に出資する構成員と協力が会社とでは本事業に対する責務において差異があり、構成員を本協定の当事者としております。なお、市と優先交渉権者との協議において、協力を会社を含めたい旨要望がある場合は、協力を会社を本協定の当事者とする事も妨げません。

< 様式集に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
15	様式集	1	1	(2)		文字の大きさ	「10.5ポイント以上」とありますが、図・表・写真・スケッチ等の中の文字は10.5ポイント未満で記載してもよいと理解してよろしいでしょうか。	図・表・写真・スケッチ等の中の文字は10.5ポイント未満でも可としますが、できるだけ見やすい大きさとするよう御配慮ください。
16	様式集	1	1	(2)		文字の大きさ	図面や図表等に文字の大きさの指定はございますでしょうか。	No. 15の回答をご参照ください。
17	様式集	1	1	(3)		提出書類のサイズ等	各様式の余白指定は提案者の判断で宜しいでしょうか。	余白の指定は提案者の判断に委ねますが、事業提案書については、ファイルに綴じた状態で読めるように余白を設定して下さい。
18	様式集	1	3			提案価格書	様式5-1、5-2は、「左側を二箇所ホッチキスで綴じた上で、一箇所割印を押印する」とのことですが、「袋綴じ」をし提出するとの理解でよろしいでしょうか。（封筒に入れる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。封入する場合、封書の作成方法をご教示ください。）	袋綴じではなく、ホッチキスのみで綴じてください。また、封筒は不要です。
19	様式集	1	3			提案価格書	「一箇所割印を押印」とありますが、どの部分へ押印したらよいかご教示ください。（様式5-1の裏面と様式5-2の表面との割印でよろしいでしょうか。）	様式5-1の裏面と様式5-2の表面との割印を押印してください。
20	様式集	2	4			事業提案書に関する共通事項	「様式6-2は各様式の枚数を記入して添付」とありますが、様式6-2の「枚数上限」の欄に実際の提案書枚数を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	様式集	2	4			事業提案書に関する共通事項	各様式の電子データを保存した「CD-R」は、保存容量が大きい「DVD-R」にて提出してもよろしいでしょうか。	DVD-Rでの提出でも可とします。
22	様式集	2	4			事業提案書に関する共通事項	ファイルおよび電子データの表紙等への記載方法（グループ名の表示など）をご教示ください。	印刷物10部を綴じたファイルの背表紙には縦書きで、表紙には横書きで、CD-R又はDVD-Rには横書きで、「田原市給食センター整備運営事業 事業提案書 代表企業名」と記載したシールを貼ってください。
23	様式集	4~5	4	(1)		様式7-12 様式7-13 様式7-14	算定根拠を任意の別紙を用いての説明することが可能ですが、別紙の上限枚数をお示しいただけないでしょうか。	様式7-11から様式7-14までの別紙はそれぞれA4で2枚（又はA3で1枚）以内で作成してください。
24	様式集	7				様式7-16 事業収支計算書	「事業収支計算書の作成にあたり、物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しない。」とありますが、②資金収支計算書の作成においては、適切なキャッシュフローの算出のため、税務署への支払いについても反映させる必要があるかと存じます。②資金収支計算書の作成は、消費税に関する項目を追加して算出することを可としていただきたくお願いいたします。	ご指摘を踏まえ、資金収支計算書及びキャッシュフロー計算書について、消費税に関する項目を追加して算出してください。なお、消費税は5%で計算してください。あわせて様式集の関係する箇所を修正します。
25	様式集	8				様式7-17 キャッシュフロー計算書	「物価変動、金利変動、消費税及び地方消費税は考慮しない。」とありますが、正しいキャッシュフローを表現するためには、税務署への支払いを含めて記載する必要があるかと存じます。キャッシュフローの算出において、消費税及び地方消費税を記載して算出することを可としていただきたくお願いいたします。	No. 24の回答をご参照ください。
26	様式集 <様式6-2>	-				事業提案書一覧表	②設計・建設業務提案書もしくは施工計画でA4：4枚もしくはA3：2枚とありますが、A3：1枚+A4：2枚の組合せとしてもよろしいでしょうか。	様式8-6「施工計画」は、A3を1枚とA4を2枚以内の組み合わせでも可とします。
27	様式集 <様式6-2>					事業提案書一覧表 ③運営業務提案書	「配送・回収業務 様式11-5」の枚数上限は、「A3・2枚」との理解でよろしいでしょうか。	様式11-5「配送・回収業務」に記載の通り、配送・回収計画についてA3で2枚以内、その他配送・回収業務に係る具体的方策等についてA4で2枚以内で作成してください。

< 様式集に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
28	様式集 <様式7-3>	-				事業体制	応募者が事業遂行体制を細部まで検討していく過程において、参加表明時(様式3-3)と提案書提出時(様式7-3)において変更する場合も予想されます。本様式には、「様式3-3で提出したものと同様のもの」と記載指示がありますが、応募各社(代表企業、構成員)に変更がない場合、変更点(役割、相互関係等)を明確にして記載すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項3(3)に規定のとおり、参加表明時の応募者の構成員及び協力会社の変更は原則として認めません。ただし、役割や相互関係等について、様式3-3よりも具体的に記載できる場合には、様式7-3に具体的に記載してください。
29	様式集 <様式7-5>	-				資金調達計画	金融機関からの融資条件規定書(タームシート)の添付は可能でしょうか。	可能です。その際の様式、枚数については任意とします。なお、本様式に条件規定書を添付している旨をご記入下さい。
30	様式集 <様式7-5>	-				資金調達計画	サービス購入料Bとサービス購入料Cのスプレッドはそれぞれ利率を提案でき、同一でなくともよいとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
31	様式集 <様式7-12>	-				維持管理・運営費計算書	・光熱水費 ガス料金に関しては購入形態や競争による価格の変動が大きく、基準となる単価、もしくは参考として現在の購入価格をお示しいただけますでしょうか。	平成22年度(平成22年4月1日~平成23年3月31日)のプロパンガスの契約単価は以下のとおりです。 プロパンガス(ボンベ方式) 160円/m <sup>3</sup> プロパンガス(バルク方式) 165円/m <sup>3</sup>
32	様式集 <7-15①>	-				サービス購入料支払い予定表(年度)	本様式では、サービス購入料は発生ベースで記載するとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。 例えば、平成26年度分の維持管理・運営業務の対価として支払われるサービス購入料Eは、「H26」に記入してください。
33	様式集 <7-15②>	-				サービス購入料支払い予定表(四半期内訳)	本様式では、サービス購入料は発生ベースで記載するとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。 例えば、平成26年度第1四半期分の維持管理・運営業務の対価として支払われるサービス購入料Eは、「H26」の「I」に記入してください。
34	様式集 <様式7-16>	-				事業収支計算書	注書き※1にて「消費税、物価変動を除いた額を記述する。」とありますが、「消費税変動及び物価変動を除いた額を記述する。」という趣旨であり、②資金収支計算書において、税務署への消費税等の支払い金額を記載することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか?	No. 24の回答をご参照ください。
35	様式集 <様式7-16>	-				事業収支計算書	注書き※1にて「消費税、物価変動を除いた額を記述する。」とありますが、正しいキャッシュフローを表現するためには、税務署への支払いを含めて記載する必要があるかと存じます。資金収支の算出において、消費税に関する項目を追加して計算することを可としていただきたいと思います。	No. 24の回答をご参照ください。
36	様式集 <様式7-17>	-				キャッシュフロー計算書	注書き※1にて「消費税、物価変動を除いた額を記述する。」とありますが、正しいキャッシュフローを表現するためには、税務署への支払いを含めて記載する必要があるかと存じます。キャッシュフローの算出にあたっては、消費税に関する項目を追加して計算することを可としていただけますでしょうか?	No. 24の回答をご参照ください。
37	様式集 <様式7-17>	-				キャッシュフロー計算書	注書き※1にて「消費税、物価変動を除いた額を記述する。」とありますが、「消費税変動及び物価変動を除いた額を記述する。」という趣旨であり、キャッシュフロー計算書において、税務署への消費税等の支払い金額を記載することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか?	No. 24の回答をご参照ください。
38	様式集 <様式7-17>	-				キャッシュフロー計算書	本様式は、支払いベースで記載するとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
39	様式集 <様式8-6>	-				施工計画	図面、写真の添付、加-での表示は宜しいでしょうか	枚数制限内であれば、様式集p. 2に記載のとおり、必要に応じて、本様式の中で図、表、写真、スケッチ等を適宜記載頂いて構いません。また、本様式に限らず、カラーでの作成・印刷は制限しません。

< 様式集に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
40	様式集 ＜様式8-7＞	-				配膳室の設計・整備・改修等の考え方	配膳室の設計・整備・改修等の提案について、事業提案時の前提条件である172,400,000円を超えることを前提とした提案を行っても評価されないとの理解でよろしいでしょうか。	質問回答別紙1をご参照ください。
41	様式集 ＜様式8-7＞	-				配膳室の設計・整備・改修等の考え方	配膳室の設計・整備・改修等の提案について、事業提案時の前提条件である172,400,000円が、提案時においてその金額より高くても、安くても評価の対象とならないとの理解でよろしいですか。	質問回答別紙1をご参照ください。
42	様式集 ＜様式8-7＞	-				配膳室の設計・整備・改修等の考え方	様式8-7には、配膳室の設計・整備・改修についての提案を求められていますが、落札者決定基準の6ページの「設計・建設に関する評価」においては、評価の視点に配膳室に関する視点の記載がありません。また、落札者決定基準の8ページ「配慮に関する評価」においては、配膳室等の設計・整備等業務において評価の視点に記載されていますが、様式には配膳室等の提案を記載する項目が見当たりません。配膳室に関する提案と評価の関係をお教え下さい。	様式8-7「配膳室等の設計・整備・改修の考え方」に記載頂いた提案内容は、事業者選定基準p.8の評価項目「配膳室等の設計・整備等業務」が評価対象となります。
43	様式集 ＜様式11-5＞	-				配送・回収業務	配送時間は、添付資料22の「A日程」を基本に提案すればよろしいでしょうか。	添付資料22の「給食開始」欄に記載の時間について、30分前までに配送を完了することを前提として、提案してください。なお、「A日程」を前提にご提案ください。
44	様式集 ＜様式12-2＞	-	2			地域経済・社会への貢献	「地元企業」、「地元雇用」という文言が使われていますが、それぞれの定義を教えてくださいませんか。	No.46の回答をご参照ください。
45	様式集 ＜様式12-2＞	-	2			地域経済・社会への貢献	地元企業、地元雇用とありますが、「地元」とは「田原市」のことでしょうか、それとも豊橋市等の「周辺地域」まで含むのでしょうか。貴市のお考えをご教示願います。	No.46の回答をご参照ください。
46	様式集 ＜様式12-2＞	-	2			地域経済・社会への貢献	地域経済・社会への貢献について記載する場合の地域社会、地元企業、地元雇用について具体的な定義をお示し願います。	「地域社会」とは、本事業を行う上でSPCが関係を持つ田原市内の個人及び団体を指します。「地元企業」とは、田原市内に本社、支社、支店又は営業所を置く企業を指しますが、本様式ではその区別がわかるように記載してください。「地元雇用」とは、田原市在住の者を雇用することを指します。
47	様式集 ＜様式12-2＞	-	2			地域経済・社会への貢献	「地元企業」、「地元職員」は、「地元」とは田原市内に限定されるのでしょうか。	No.46の回答をご参照ください。
48	様式集 ＜様式12-2＞	-	2	(1)		地域経済・社会への貢献	「地元企業」とありますが、田原市内に本社を置く企業のみが記載対象になるのでしょうか。それとも、田原市内に支店や営業所等がある企業も「地元企業」になるのでしょうか。（「地元」の定義について、ご教示ください）	No.46の回答をご参照ください。
49	様式集 ＜様式12-2＞	-	2	(1)		地域経済・社会への貢献	地元企業とありますが、地元の定義は田原市に限定されるのですか、それとも近隣市町村も含まれるのか、また、愛知県内の企業をさすのか、お考えをお示し願います。	No.46の回答をご参照ください。
50	様式集 ＜様式12-2＞	-	2	(1)		地域経済・社会への貢献	地元発注額が、設計・建設、維持管理・運営に記入されることになっていますが、この金額の大小（%）は評価対象となるのでしょうか。貴市のお考えをお示し願います。	「発注予定額」の割合だけではなく、基本的な考え方との整合や各発注の具体性等の提案などとあわせて評価することとなります。
51	様式集 ＜様式12-2＞	-	2	(1)		地域経済・社会への貢献	地元発注額の大小が評価対象とされる場合、応募チーム内に地元企業が多くいるほうが、相対的に有利になることとなりますが、貴市のお考えをご教示願います。	No.50の回答をご参照ください。
52	様式集 ＜様式12-2＞	-	2	(2)		地域経済・社会への貢献	「地元雇用」とありますが、田原市内に在住している方が記載対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	No.46の回答をご参照ください。

< 様式集に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
53	様式集 〈様式12-2〉	-	2	(2)		地域経済・社会への貢献	地元職員雇用率において、提案時に想定している人員数及び雇用率を記述することとなっています。提案時と実際の雇用の時期では、雇用環境等を含め不明な要素があり、大きく提案に差異が生じる可能性もあります。貴市のお考えをご教示願います。	様式12-2「地域経済・社会」に記載のとおり、配置予定人数と地元職員雇用率の数値は評価対象外です。同様式の「地元雇用に係る基本的な考え方」と整合し、提案時に想定される現実的な数値を記載してください。ただし、提案内容は業務遂行する上での要求水準（モニタリングの基準）になることをご留意ください。
54	様式集 〈様式12-4〉	-				環境への配慮	「たはらエコガーデンシティ構想に合致する」とありますが、平成23年以降の地球温暖化対策の目標、排出量値等がありましたらご教示ください。	現在、改訂作業中です。
55	様式集 〈様式14〉	-				提案図面	各図面のスケール、枚数制限がございませんので御提示願います。図面の用紙サイズはA3版とし、配置図は1枚、各階平面図は2枚、衛生区画図は2枚、立面図は1枚、断面図は1枚、パース（鳥瞰図）1枚、パース（エントランス外観）1枚と制限してはいかがでしょうか。	募集要項No.40の回答をご参照ください。
56	様式集 〈様式14〉	-				提案図面	提案図面の上限枚数をお示しください。	No.55の回答をご参照ください。
57	様式集	各提案表紙				様式7-1 様式8-1 様式9-1 様式10-1 様式11-1 様式12-1	市の要求水準を上回る独自提案を特記として示すことになっていますが、どの程度要求水準を上回ればよいのかなど「特記」としてよい判断基準をご教示ください。	要求水準を上回っているとは「指定する頻度より多い（又は少ない）」「業務効率が向上する」等応募者が市が規定する要求水準よりも、より良い業務内容になっていると判断できる内容が記載されている場合特記してください。なお、本文中にもその特記事項に該当する部分（応募者が要求水準を上回っていると判断する部分）を明示してください。

< モニタリング及び業務改善措置要領（案）に関する質問回答 > 【第2回（平成23年3月24日修正）】

No.	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	モニタリング 及び業務改善 措置要領 （案）	11	3	(5)	1)	要求水準未達の基準	・業務不履行 レベル1の軽微な異物混入については、誰の 事象により起きたのかを立証することが困難 であると思われるので、再度検討をお願いい たします。	原案のとおりとします。
2	モニタリング 及び業務改善 措置要領 （案）	11	3	(5)	1)	要求水準未達の基準	・提供不全 アレルギー食はレベル5のみに対応している と理解すればよろしいでしょうか。	レベル1～4は通常食もアレルギー対応食も 対象としています。 レベル5の基準に規定している「アレルギー 食につき、誤配送により、児童生徒、園児が 喫食できなかった場合」は、本来アレルギー 対応食を提供すべきところに、誤って通常食 を提供してしまうなど、対象の児童生徒、園 児が喫食できなかった場合、について特記し ているものです。わかりにくいため該当部分 を一部修正します。
3	モニタリング 及び業務改善 措置要領 （案）	14	4	(1)		開業準備業務	「学校等の事情により」開業準備業務が実施 されなかった場合、サービス購入料が減額さ れる場合があるとありますが、どのような 「学校等の事情」があるのかご教示くださ い。	「学校等の事情」としては、例えば、調理リ ハーサルの実施日時について学校等の都合が 合わない場合、等が想定されます。
4	モニタリング 及び業務改善 措置要領	16	4	(2)	5)	減額ポイントの連続 発生に伴う措置	「当該連続するサービス購入料の支払を停止 する」とありますが、停止については連続す る2回目のサービス購入料に対してサービス 購入料E及びFのみが停止されるとの理解で宜 しいでしょうか。	ご理解のとおりです。